

**第10次 国見町高齢者福祉計画・  
第9期 国見町介護保険事業計画**  
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月  
福島県 国見町



## 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	2
(1) 根拠法令等	2
(2) 他の計画等との関係	2
(3) 計画の期間	3
3 計画の策定体制	4
(1) 国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会	4
(2) 国見町介護保険運営協議会	4
(3) アンケート調査	4
(4) パブリックコメントの実施	5
第2章 高齢者を取り巻く状況	6
1 高齢者等の状況	6
(1) 人口の推移	6
(2) 高齢者人口の推移	8
(3) 高齢者のいる世帯の状況	9
2 介護保険の状況	10
(1) 介護保険被保険者の推移	10
(2) 要支援・要介護認定者数の推移	11
(3) 介護サービス給付費の状況	12
3 アンケート調査にみる高齢者等の状況	13
(1) 介護予防・日常生活圏域二エズ調査	13
(2) 在宅介護実態調査	22
(3) アンケート調査にみる課題	26
第3章 計画の基本的考え方	27
1 基本理念	27
2 基本目標	28
3 計画の体系	30
4 高齢者等の将来推計	31
(1) 人口推計	31
(2) 高齢者人口の推計	33
(3) 被保険者数の見込み	34
(4) 要支援・要介護者数の推計	35
5 日常生活圏域の設定	36
第4章 共に支えあい暮らせるまち	37
1 地域共生社会の実現に向けた取組	37

(1) 地域包括ケアシステムの推進 .....	37
(2) 「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進.....	38
(3) 地域包括支援センターによる総合的な相談・支援.....	39
(4) 地域のささえあい体制の整備 .....	42
(5) 在宅医療・介護連携の推進 .....	44
2 自立支援重度化防止に向けた取組 .....	46
(1) 保険者機能の強化に向けた取組 .....	46
(2) 介護人材の確保に向けた取組の推進 .....	47
(3) 自立支援型地域ケア会議の推進 .....	48
3 高齢者の生活環境の向上と安心安全の確保.....	49
(1) 高齢者の住まいの確保 .....	49
(2) 生活環境の向上 .....	50
(3) 高齢者の暮らしの安心と安全の確保 .....	51
<b>第5章 健やかに暮らせるまち .....</b>	<b>53</b>
1 健康づくり及び介護予防の推進 .....	53
(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施.....	53
(2) 元気な（全ての）高齢者を対象とした介護予防活動の促進.....	54
(3) 生活機能低下の恐れのある高齢者のための介護予防事業.....	57
2 生きがいづくり活動と社会参加の促進 .....	59
(1) 生きがいづくり活動の促進 .....	59
(2) 交流の促進.....	62
3 高齢者の暮らしを支える地域の体制づくり.....	63
(1) 生活支援サービスの展開 .....	63
(2) 家族介護の支援.....	65
<b>第6章 安心して暮らせるまち .....</b>	<b>67</b>
1 認知症施策の推進 .....	67
(1) 普及啓発・本人発信支援 .....	67
(2) 予防.....	68
(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援.....	69
(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 .....	71
2 権利擁護の推進.....	72
(1) 高齢者虐待防止対策の推進 .....	72
(2) 成年後見制度の利用促進 .....	72
3 防災対策・災害・感染症対策等の充実 .....	75
(1) 防災対策の充実 .....	75
(2) 災害・感染症対策の充実 .....	76
4 介護サービスの充実 .....	77
(1) 国見町の介護サービス基盤 .....	77
(2) 第9期における介護サービス基盤の整備.....	78
(3) サービスの質の向上と利用者支援の充実.....	79

第7章 介護保険事業の適切な運営 .....	80
1 介護サービスの見込量と提供体制 .....	81
(1) 居宅サービス／介護予防サービス .....	81
(2) 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス .....	88
(3) 居宅介護支援／介護予防支援 .....	93
2 施設サービスの見込量と提供体制 .....	94
(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） .....	94
(2) 介護老人保健施設 .....	94
(3) 介護医療院 .....	95
3 制度のよりよい運用 .....	96
(1) 要介護認定の適正化 .....	96
(2) 介護給付の適正化 .....	96
(3) 事業者間の連携・調整 .....	96
(4) 近隣市町村との連携 .....	96
第8章 介護保険事業費と保険料 .....	98
1 第9期計画期間における介護保険事業費の見込み .....	98
(1) 総給付費見込額 .....	98
(2) 標準給付費見込額 .....	101
(3) 地域支援事業費見込額 .....	101
2 介護保険料の算定 .....	102
(1) 介護保険料算出の流れ .....	102
(2) 第1号被保険者の負担割合 .....	103
(3) 国見町の第9期保険料 .....	105
第9章 計画の推進に向けて .....	107
1 計画の周知・連携による推進 .....	107
(1) 計画の周知 .....	107
(2) 連携による施策等の推進 .....	107
2 計画の進行管理 .....	108
(1) 進捗状況の点検・改善 .....	108
(2) 計画の評価・見直し .....	108
資 料 .....	109
1 国見町介護保険運営協議会規則 .....	109
2 国見町介護保険運営協議会委員名簿 .....	111
3 国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会等設置要綱 .....	112
4 国見町高齢者福祉専門委員会委員名簿 .....	118
5 計画の策定経過 .....	119



# 第1章

# 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的として平成12年に創設されました。創設から20年以上が経過し、令和5年4月末現在の要支援・要介護認定者数は696万人で、創設時と比較すると約3.2倍にまで増加しています。制度創設以来、老後の安心を支える仕組みとして実施されてきた介護保険制度ですが、利用者の増加に伴い、費用も急速に増大し、介護保険制度自体の持続可能性をも揺るがす事態になってきています。

さらに近年では、80代の親が50代のひきこもりがちな子どもを支え同居する「8050問題」、子育てと親の介護を同時に抱える「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族の世話や介護を日常的に行っている「ヤングケアラー」といった複数の問題が重なり複雑化している新たな問題も発生しています。

国見町の高齢者人口は、令和5年10月1日現在3,549人、高齢化率は43.0%で、約2.5人に1人が高齢者となっています。また、人口推計によると、計画最終年に当たる令和8年には高齢化率が44.6%、その後も上昇し続け、令和22年には49.9%にまで達すると予測されています。さらに、今後も高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦世帯、認知症高齢者等の増加も見込まれており、認知症対応や老老介護の増加により生活支援のニーズも多様化してくることが予想されています。

次期計画は、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組をより推進し、重層的支援体制整備をはじめ、高齢者の社会参加や健康寿命の延伸、医療・介護連携の強化などを進め、団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者人口がピークを迎える令和22年、また、介護ニーズの高い85歳以上人口は令和42年頃まで増加傾向が見込まれることから、中長期的に取組を推進していくための計画として策定を進めることが求められています。

国見町では、「命を大切に誰もが幸せに暮らすまちくにみ」を基本理念に、「第9次国見町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定し、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築・深化に向けた取組を進めてきました。これまでの取組の方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や国見町における高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、高齢者福祉のさらなる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的として、高齢者施策を総合的に推進していくための「第10次国見町高齢者福祉計画・第9期国見町介護保険事業計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけと期間

---

### (1) 根拠法令等

本計画は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第117条に基づく「介護保険事業計画」であり、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第20条の8に基づく「高齢者福祉計画」を一体的に策定するものです。

#### ■介護保険事業計画

介護保険のサービスの見込量と提供体制の確保と事業実施について定める計画であり、介護保険料の算定基礎ともなります。さらに、要介護状態になる前の高齢者も対象とし、介護予防事業、高齢者の自立した日常生活を支援するための体制整備、在宅医療と介護の連携、住まいの確保などについて定める計画です。

#### ■高齢者福祉計画

地域における高齢者を対象とする福祉サービス全般の供給体制の確保に関する計画です。

### (2) 他の計画等との関係

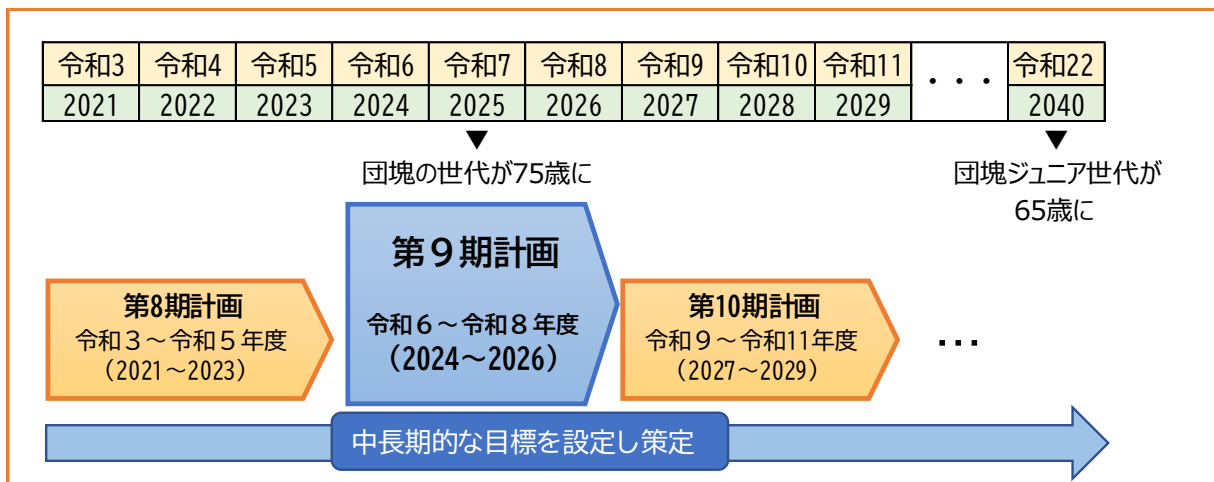
本計画は、国見町のまちづくりの基本計画である「第6次国見町総合計画」の個別計画として位置づけ、「国見町地域福祉計画」を上位計画として、「国見町障がい基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「国見町健康増進計画」、「国見町子ども・子育て支援事業計画」など国見町の高齢者保健福祉に関わりのある諸計画との整合性を図っています。また、本計画は、「成年後見制度利用促進基本計画」を兼ねています。



### (3)計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間としていますが、高齢者人口がピークを迎える令和22年、介護ニーズの高い85歳以上人口がピークを迎える令和42年を見据え、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえた取組を推進する計画となっています。

#### ■計画の期間



※団塊の世代:終戦後ベビーブームといわれる昭和22年から昭和24年頃に生まれた世代

※団塊ジュニア世代:昭和46年から昭和49年頃に生まれた第2次ベビーブーム世代

### 3 計画の策定体制

高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者はもとより広く住民のニーズを把握し、それを反映させるよう配慮する必要があります。そこで、本計画の見直しに際し、以下のような取組を行いました。

#### (1)国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会

国見町では、総合的な地域福祉を推進するため、「国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会」を設置しています。協議会には、保健・医療・福祉の関係者のほか、知識経験者、地域団体の代表の方、事業者の代表の方などに参画いただいています。

本計画の策定にあたり、同協議会の高齢者福祉専門委員会において計画内容の総合的な審議をしていただきました。

#### (2)国見町介護保険運営協議会

国見町介護保険運営協議会は、介護保険事業にかかる予算、決算や第1号被保険者保険料を定めるための条例の審査等の重要事項について協議する組織であり、本計画の策定にあたり、同協議会に意見を求め策定しています。

#### (3)アンケート調査

計画を策定するにあたり、国見町の高齢者の心身の状況や健康状態、日常生活の状況、介護保険に関する意見などをうかがい、計画づくりの参考資料とし活用することを目的に、以下の内容でアンケート調査を実施しました。

##### ■調査区分と配布回収の結果

調査名	調査対象	配布数	回収数【率】	有効回答数【率】
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護認定を受けていない65歳以上の方	3,071件	1,800件【58.6%】	1,798件【58.5%】
在宅介護実態調査	要支援・要介護認定を受け在宅で生活している方	462件	222件【48.1%】	222件【48.1%】

◆ 調査時期 : 令和5年3月

◆ 調査方法 : 郵送による配布・回収

#### (4)パブリックコメントの実施

本計画に対する住民の意見を広く聴取するために、令和6年1月9日から2月9日までの期間を設け、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

- 件名 第10次国見町高齢者福祉計画・第9期国見町介護保険事業計画に関するパブリックコメントの実施
- 期間 令和6年1月9日～2月9日
- 周知 国見町公式ホームページおよび広報くにもお知らせ版に掲載
- 閲覧 国見町福祉課
- 件数 1名（3件）

# 第2章 高齢者を取り巻く状況

## 1 高齢者等の状況

### (1)人口の推移

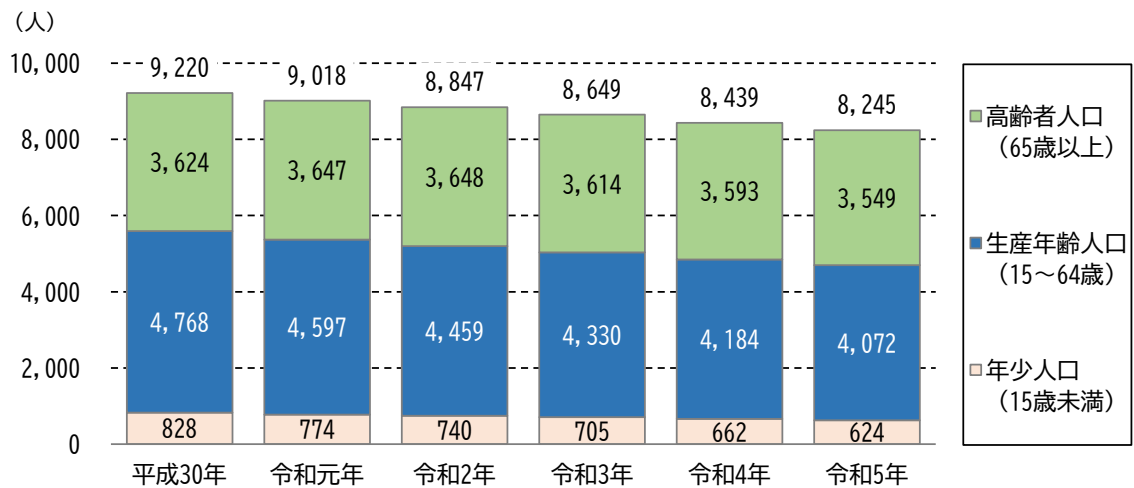
国見町の総人口は、減少傾向で推移し、平成30年は9,220人、令和5年は8,245人となっており、平成30年から令和5年の間で975人減少しています。

年齢3区分人口では、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）全ての区分において減少傾向で推移しています。

また、年齢3区分人口の構成比の推移をみると、高齢人口割合は増加傾向にあり、令和5年では43.0%となっています。

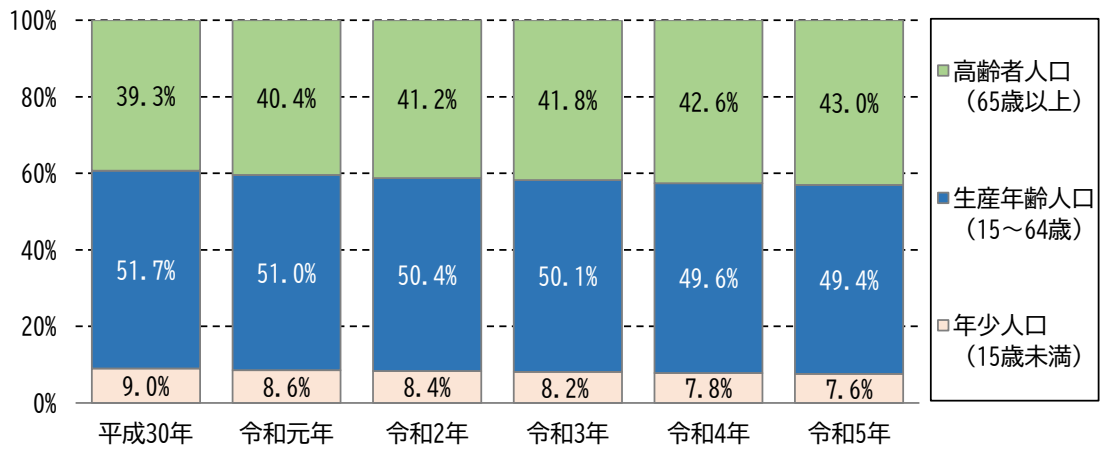
さらに、令和5年9月末現在の人口構成を、人口ピラミッドでみると、出生数の減少と高齢化が反映された「壺型」となっています。また、70歳から74歳の人口構成が比較的多く、今後数年間で後期高齢者の大幅な増加が見込まれます。

#### ■人口の推移



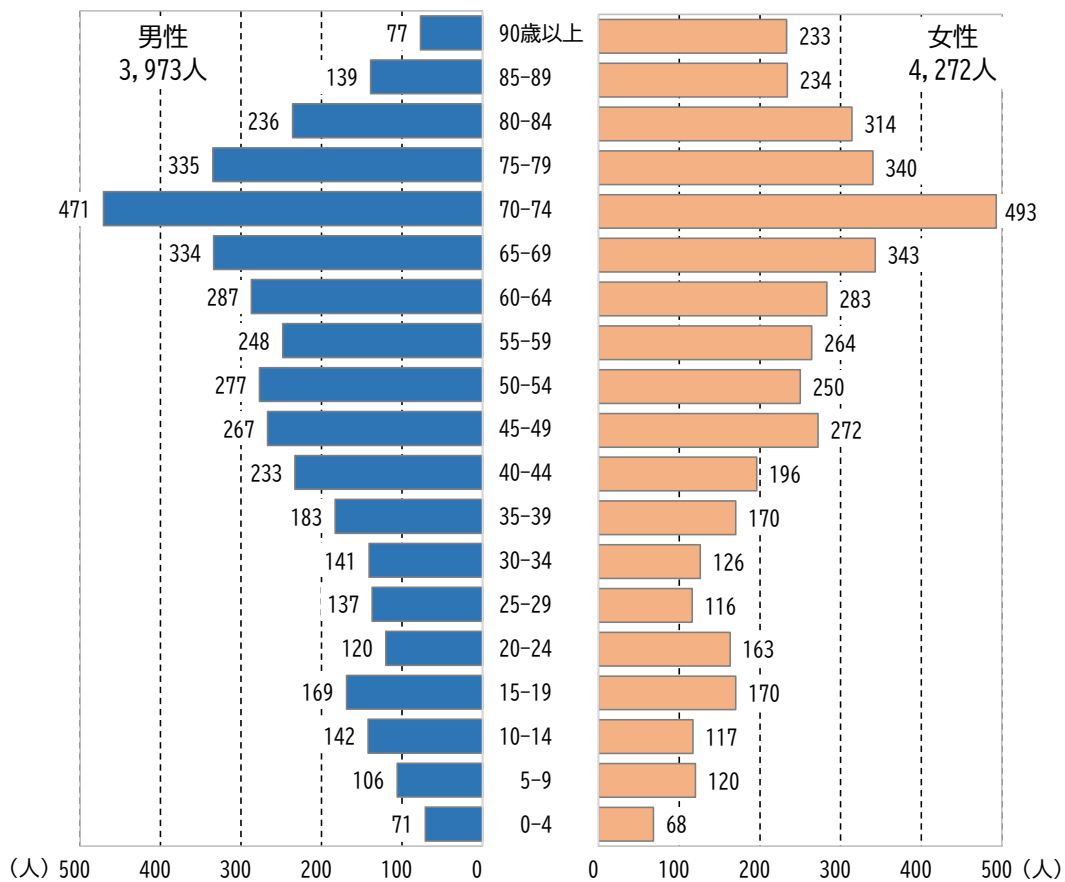
資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

■年齢3区分人口構成比の推移



資料:住民基本台帳(各年9月末現在)

■人口ピラミッド



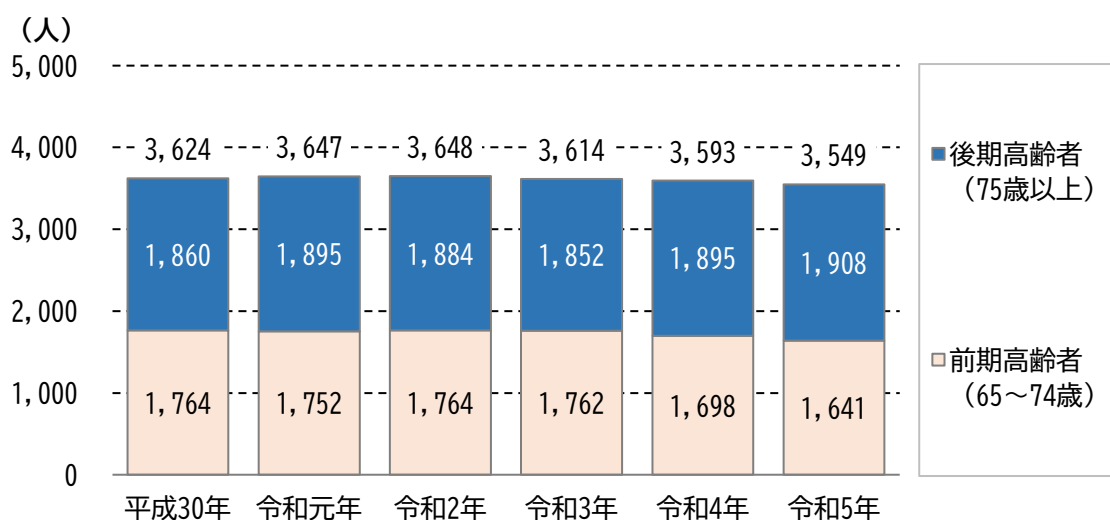
資料:住民基本台帳(令和5年9月末現在)

## (2) 高齢者人口の推移

高齢者数は令和2年までは増加傾向で推移していましたが、令和3年以降は減少に転じ、平成30年に3,624人であった高齢者人口が、令和5年には3,549人となり、平成30年から令和5年の間で75人減少しています。

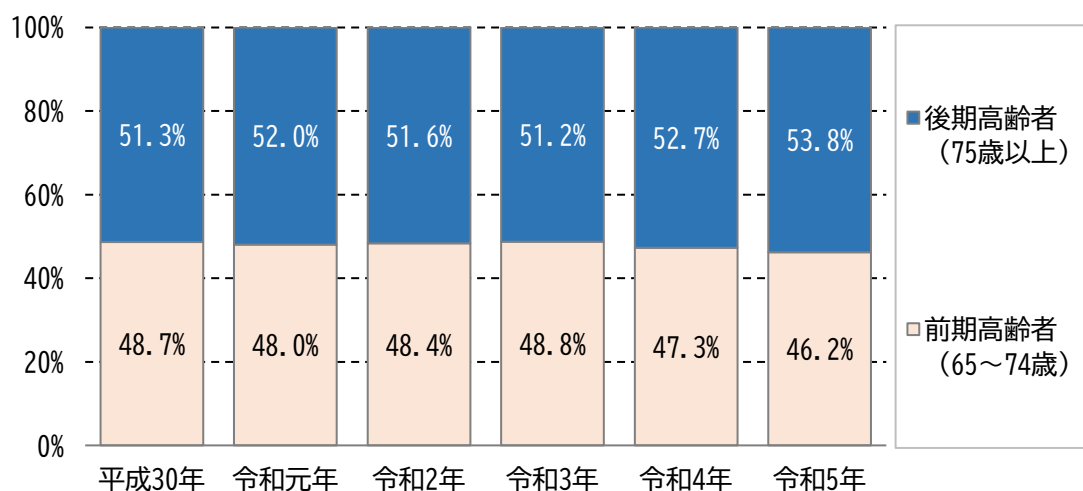
また、65歳以上の高齢者を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けて、その比率をみると、後期高齢者割合が前期高齢者割合を上回って推移し、令和5年には後期高齢者が7.6ポイント上回っています。

### ■前期・後期高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

### ■前期・後期高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

## (3) 高齢者のいる世帯の状況

世帯数の推移をみると、一般世帯総数は減少しているものの65歳以上の世帯員のいる世帯は増加しており、令和2年では72.1%の世帯に高齢者がいる状況です。

また、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯については、世帯数、比率いずれも増加しています。

## ■ 国見町の世帯数の推移

	平成27年	令和2年	増減
全世帯数 (一般世帯総数)	3,289世帯	3,119世帯	170世帯減
65歳以上世帯員のいる世帯 (対全世帯数比)	2,187世帯 66.5%	2,250世帯 72.1%	63世帯増
高齢者単身世帯 (対全世帯数比)	363世帯 11.0%	454世帯 14.6%	91世帯増
高齢夫婦世帯 (対全世帯数比)	410世帯 12.5%	524世帯 16.8%	114世帯増

資料: 国勢調査

※高齢夫婦世帯: 夫 65 歳以上妻 60 歳以上の世帯

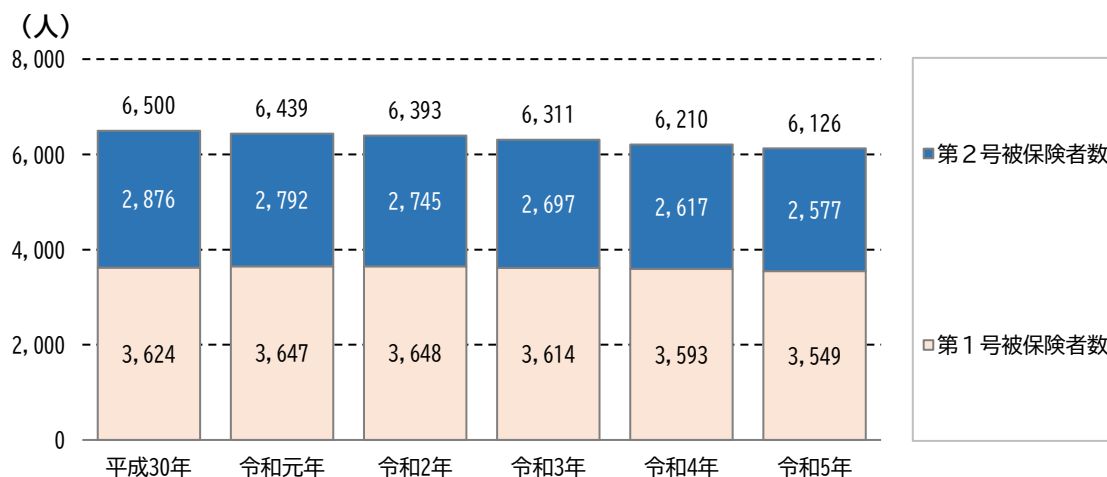
## 2 介護保険の状況

### (1) 介護保険被保険者の推移

介護保険被保険者数は、年々減少傾向で推移し、令和5年では6,126人となっています。

被保険者数を区分別にみると、第1号被保険者数、第2号被保険者数ともに減少傾向にあります。

#### ■ 介護保険被保険者数の推移



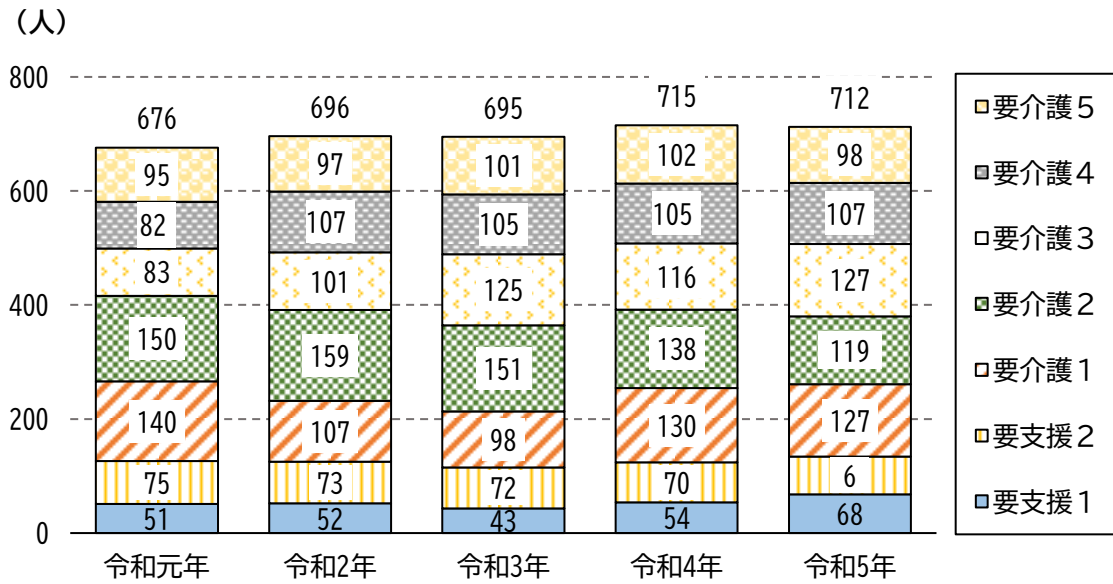
資料:住民基本台帳(各年9月末現在)



## (2)要支援・要介護認定者数の推移

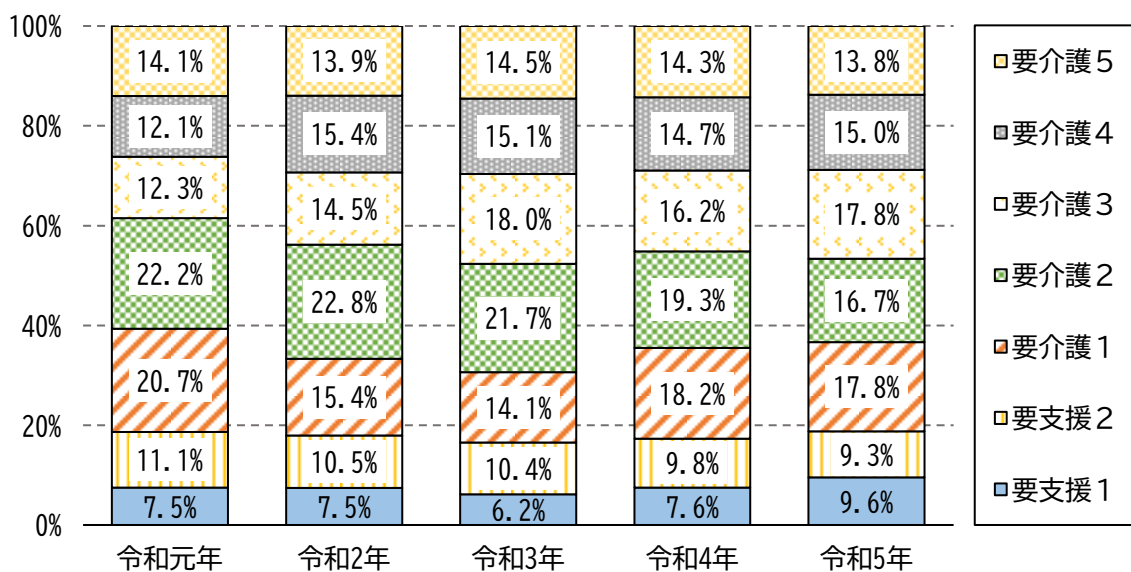
要介護等認定者数は増加傾向にあり、令和5年9月末日現在で712人となっています。要介護度別の構成比をみると、令和3年以降は大きな変化は無く、横ばい傾向で推移しています。

### ■国見町の要支援・要介護認定者数の推移



資料:介護保険事業報告書(各年9月末)

### ■国見町の要支援・要介護度別の認定者構成比の推移



資料:介護保険事業報告書(各年9月末)

### (3)介護サービス給付費の状況

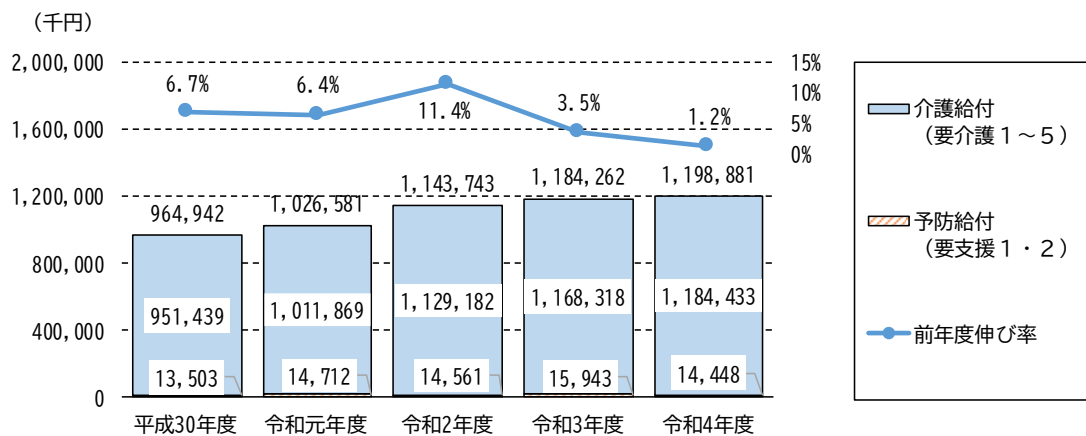
#### ■介護サービス給付費の推移

国見町の過去5年間の介護保険給付費は、平成30年度以降一貫して増加が続いており、令和4年度では約12億円となっています。対前年度の伸び率をみると、令和2年度以降は大きな伸びは無くなり、令和4年度で1.2%となっています。

サービス体系別に給付費をみると居住系サービス、施設サービス給付費が増加傾向で推移しており、在宅サービス給付費は減少傾向で推移しています。

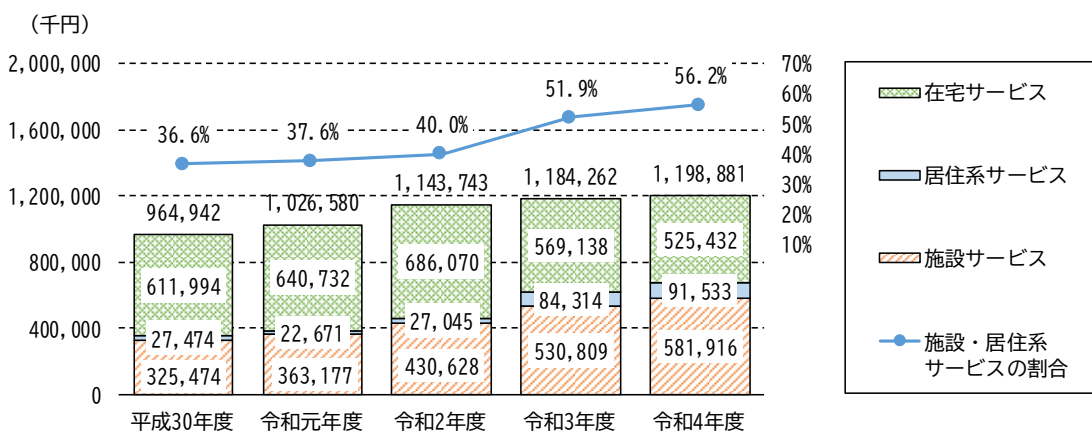
給付費の構成比の推移をみると、施設・居住系サービス給付費の構成比が増加傾向にあり、令和4年度は56.2%となっています。

#### ■介護サービス給付費の推移



資料:介護保険事業報告書

#### ■居宅サービス費・居住系サービス費・施設サービス費の構成比の推移



資料:介護保険事業報告書

### 3 アンケート調査にみる高齢者等の状況

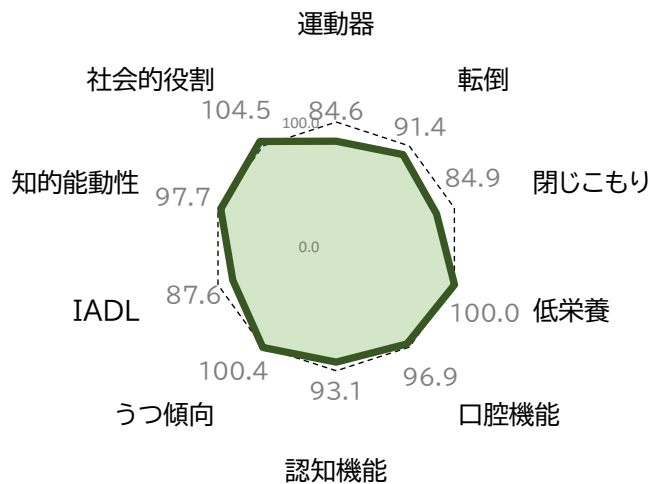
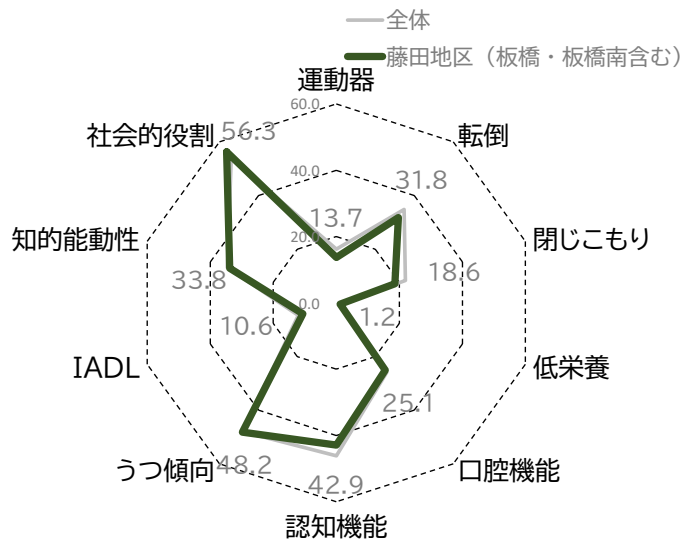
#### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

##### ① 藤田地区(板橋・板橋南含む)

藤田地区(板橋・板橋南含む)のリスク者の状況は、「うつ傾向」、「社会的役割」の10項目中2項目について町平均を上回っています。

高齢になると退職等によって「社会的役割」が変化したり、身体的能力の低下によって行動範囲が縮小することも考えられます。

##### ■ リスク判定町全体との比較



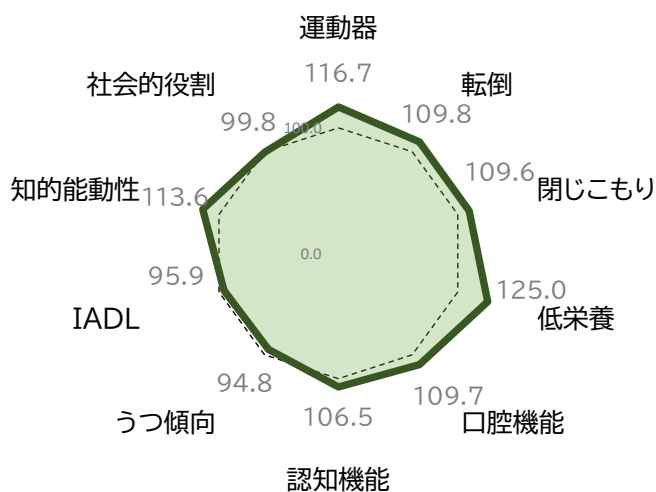
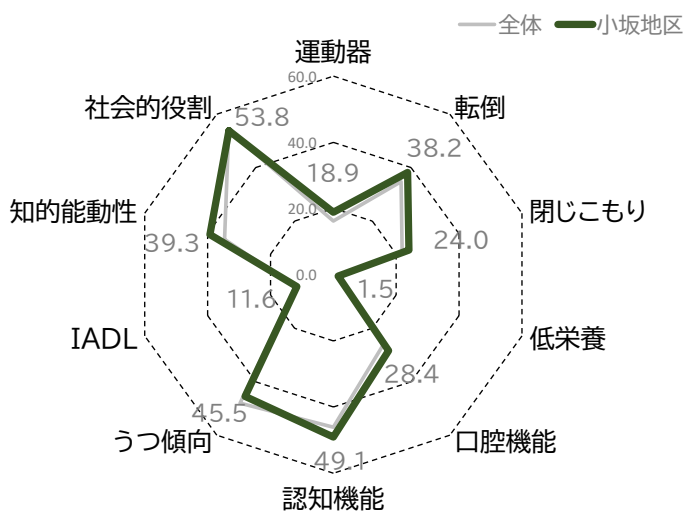
※町全体を100.0とし、該当圏域におけるリスク者の割合を指数化しています。

②小坂地区

小坂地区のリスク者の状況は、「運動器」、「転倒」、「閉じこもり」、「低栄養」、「口腔機能」、「認知機能」、「知的能動性」の10項目中7項目について町平均を上回っています。特に「低栄養」については町平均の約1.25倍、「運動器」については約1.17倍となっています。

高齢者が「低栄養」に陥るきっかけは様々ですが、1人暮らしや閉じこもり、転倒や運動器の機能低下、口腔機能の低下、うつ傾向なども低栄養につながります。

■リスク判定町全体との比較



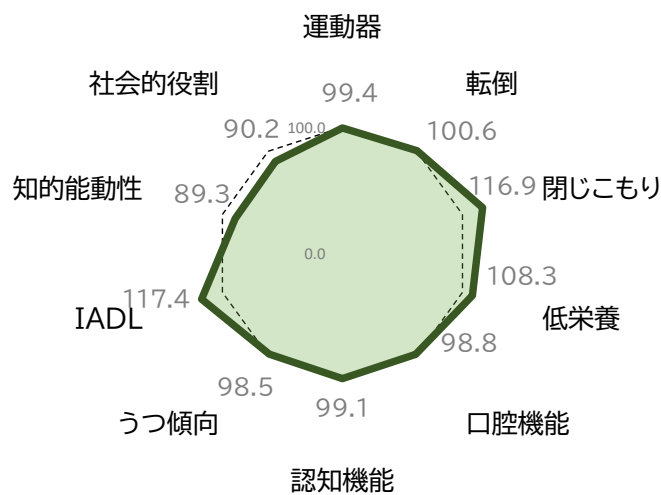
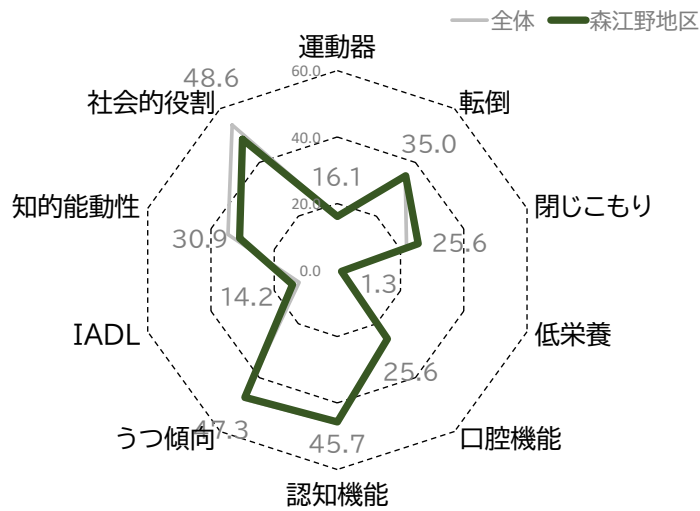
※町全体を100.0とし、該当圏域におけるリスク者の割合を指数化しています。

③森江野地区

森江野地区のリスク者の状況は、「転倒」、「閉じこもり」、「低栄養」、「IADL」の10項目中4項目について町平均を上回っています。特に「IADL」、「閉じこもり」については、ともに町平均の約1.17倍となっています。

「IADL」が低下する主な原因は、病気や加齢の影響による身体機能・認知機能の低下です。

■リスク判定町全体との比較



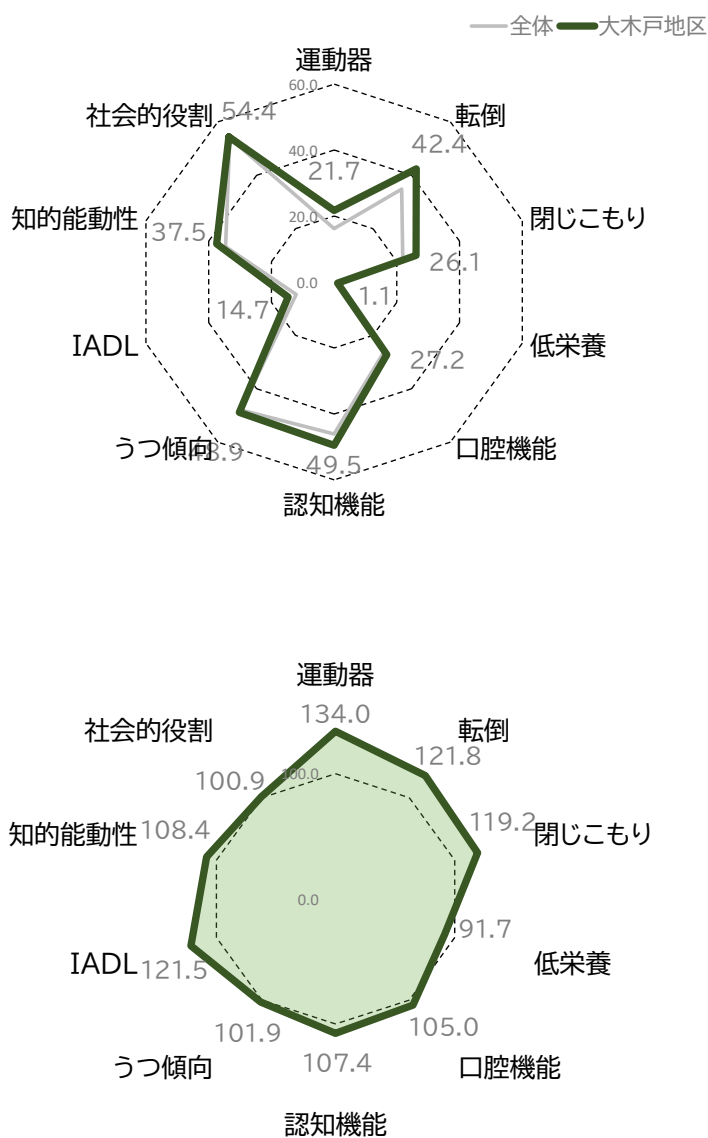
※町全体を100.0とし、該当圏域におけるリスク者の割合を指数化しています。

④大木戸地区

大木戸地区のリスク者の状況は、「運動器」、「転倒」、「閉じこもり」、「口腔機能」、「認知機能」、「うつ傾向」、「IADL」、「知的能動性」、「社会的役割」の10項目中9項目について町平均を上回っています。特に「運動器」については町平均の1.34倍、「転倒」、「IADL」については、ともに約1.22倍、「閉じこもり」については、1.19倍となっています。

「閉じこもり」をもたらす要因には、大きく分けて3つ、身体的要因、心理的要因、社会・環境的要因があるとされており、これらが相互に関連することで「閉じこもり」の発生に繋がってくると考えられています。

■リスク判定町全体との比較



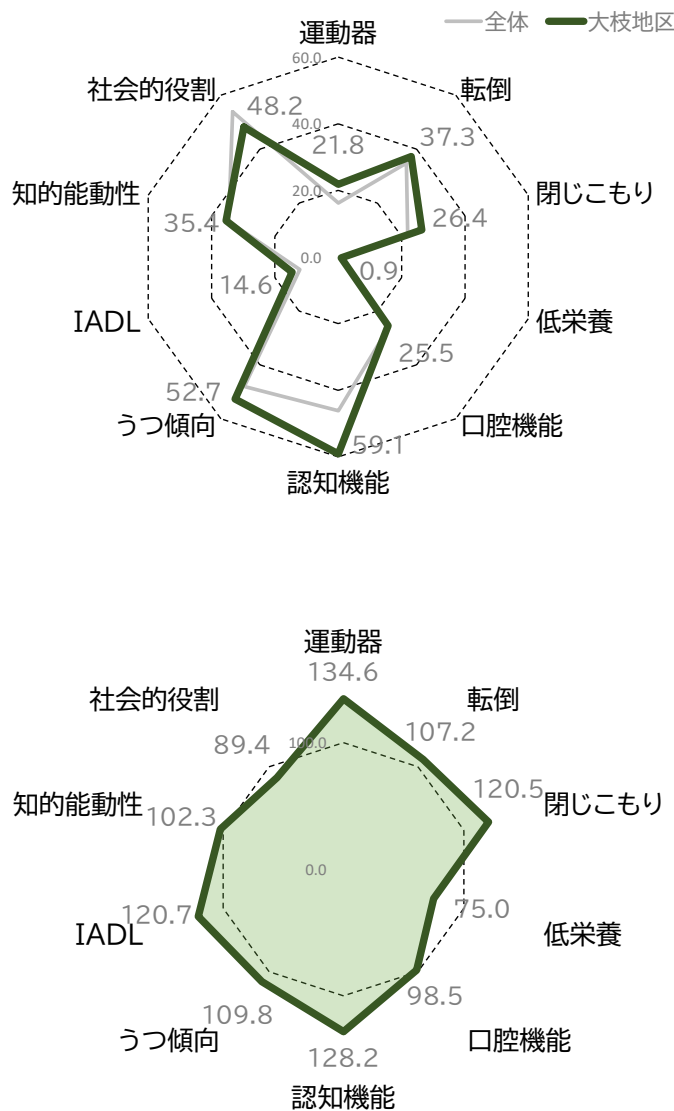
※町全体を100.0とし、該当圏域におけるリスク者の割合を指数化しています。

⑤大枝地区

大枝地区のリスク者の状況は、「運動器」、「転倒」、「閉じこもり」、「認知機能」、「うつ傾向」、「IADL」、「知的能動性」の10項目中7項目について町平均を上回っています。特に「運動器」については町平均の約1.35倍、「認知機能」については約1.28倍となっています。

認知症とは、脳の病気や障害など様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態をいいます。認知症を引き起こす原因疾患は多数存在しますが、認知症が進行する最大の原因は加齢です。

■リスク判定町全体との比較



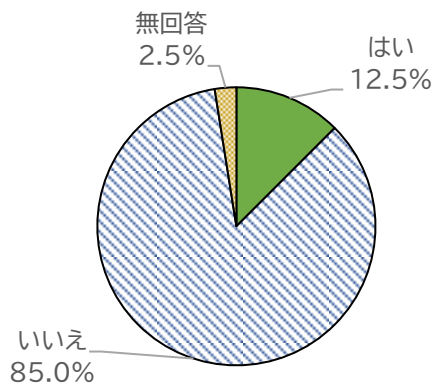
※町全体を100.0とし、該当圏域におけるリスク者の割合を指数化しています。

⑥認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるか

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかは、「はい」が12.5%、「いいえ」が85.0%となっています。

■認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるか

【n=1,798】

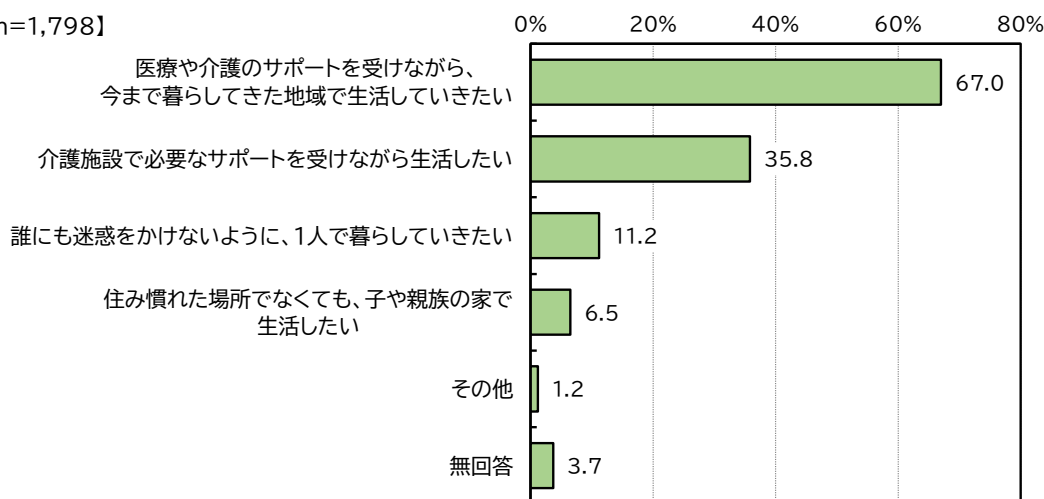


⑦認知症になったらどのように暮らしたいか

自分がもし認知症になったらどのように暮らしたいかは、「医療や介護のサポートを受けながら、今まで暮らしてきた地域で生活していきたい」が67.0%で最も多く、次いで「介護施設で必要なサポートを受けながら生活したい」(35.8%)、「誰にも迷惑をかけないように、1人で暮らしていきたい」(11.2%)、「住み慣れた場所でなくても、子や親族の家で生活したい」(6.5%)となっています。

■認知症になったらどのように暮らしたいか

【n=1,798】



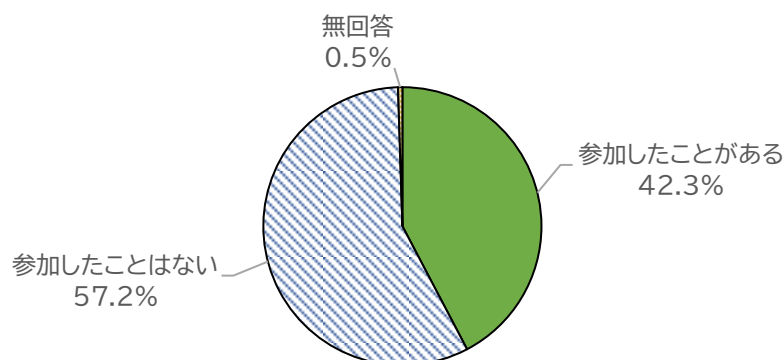


## ⑧地域のサロンの参加状況

地域のサロンに参加したことがあるか尋ねると、「参加したことがある」が42.3%、「参加したことがない」が57.2%となっています。

## ■地域のサロンの参加状況

【n=1,118】

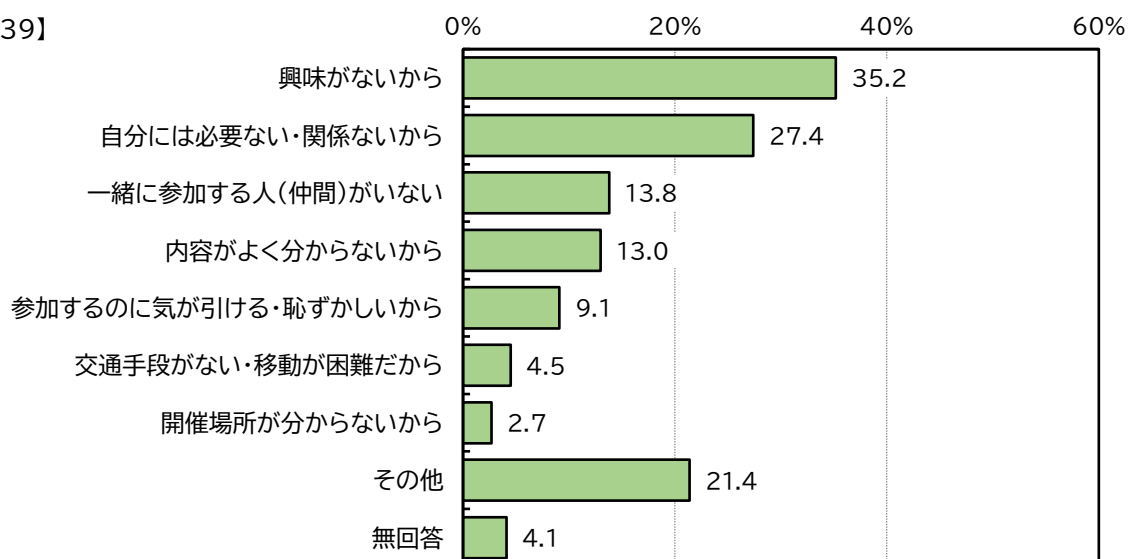


## ⑨地域のサロンに参加しない理由

地域のサロンに参加しない理由は、「興味がないから」が35.2%で最も多く、次いで「自分には必要ない・関係ないから」(27.4%)、「一緒に参加する人(仲間)がいない」(13.8%)、「内容がよく分からないから」(13.0%)と続いています。

## ■地域のサロンに参加しない理由

【n=639】

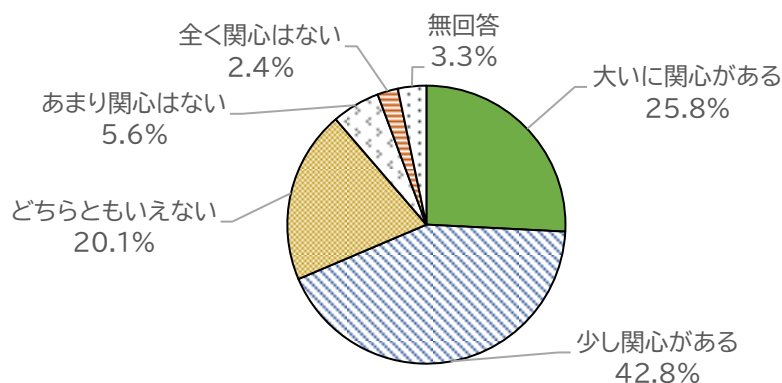


⑩在宅での医療・終活、自宅での看取りの関心度

在宅での医療・終活、自宅での看取りについての関心度は、「大いに関心がある」(25.8%)と「少し関心がある」(42.8%)を合わせると、約7割が『関心がある』と回答しています。

■在宅での医療・終活、自宅での看取りの関心度

【n=1,798】

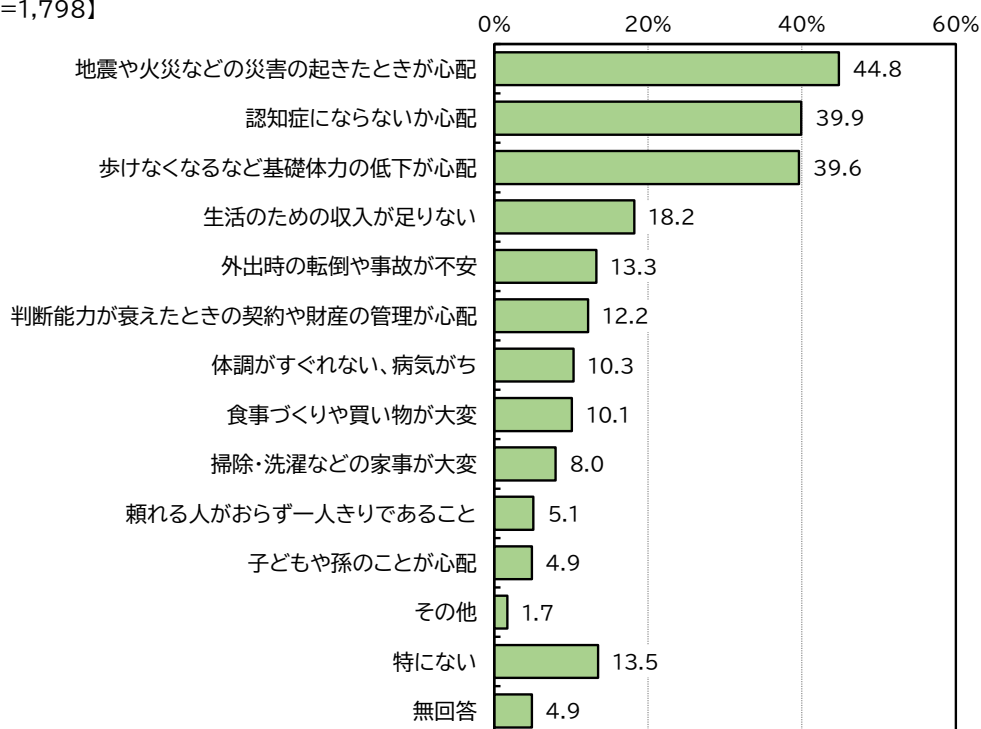


⑪日常生活における悩みや心配ごと

日常生活において不安、悩み、心配ごとがあるかは、「地震や火災などの災害の起きたときが心配」が44.8%で最も多く、次いで「認知症にならないか心配」(39.9%)、「歩けなくなるなど基礎体力の低下が心配」(39.6%)、「生活のための収入が足りない」(18.2%)と続いています。

■日常生活における悩みや心配ごと

【n=1,798】

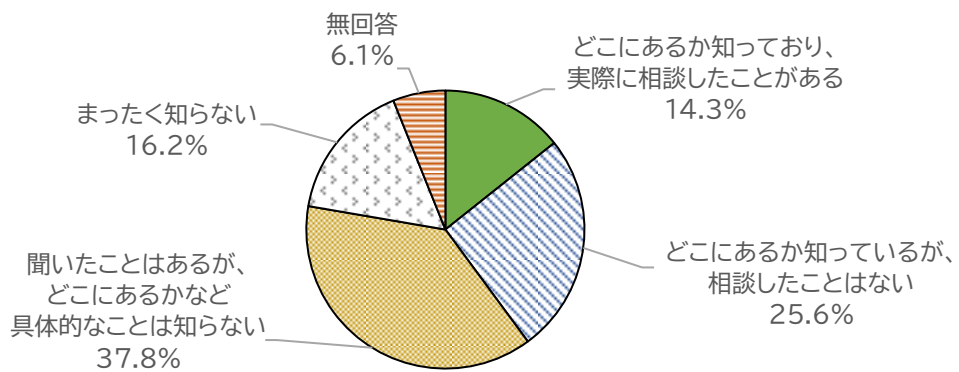


⑫地域包括支援センターの認知度

地域包括支援センターについて知っているか尋ねると、16.2%が「まったく知らない」、37.8%が「聞いたことはあるが、どこにあるかなど具体的なことは知らない」と回答しています。

■地域包括支援センターの認知度

【n=1,798】

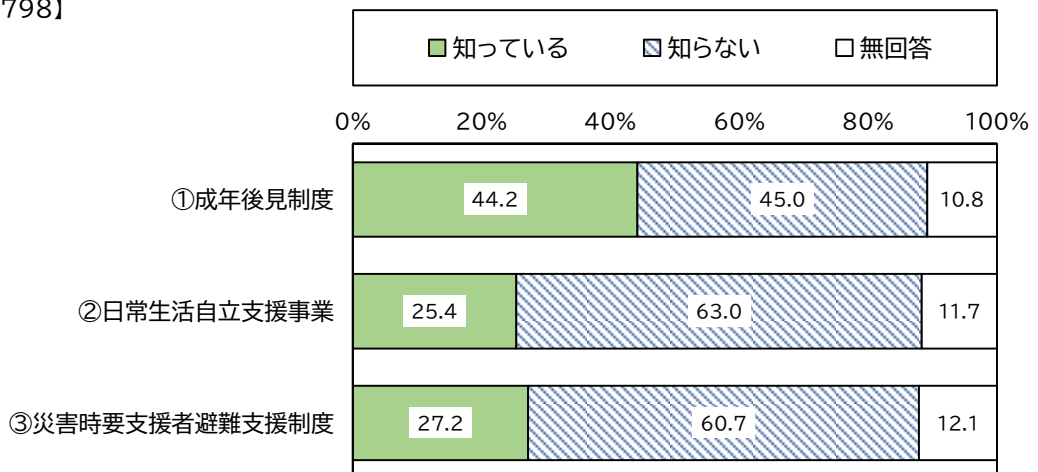


⑬高齢者支援に関する制度の認知度

高齢者支援に関する各制度を知っているかは、「①成年後見制度」が44.2%で最も高く、その他「②日常生活自立支援事業」は25.4%、「③災害時要支援者避難支援制度」は27.2%となっています。

■高齢者支援に関する制度の認知度

【n=1,798】



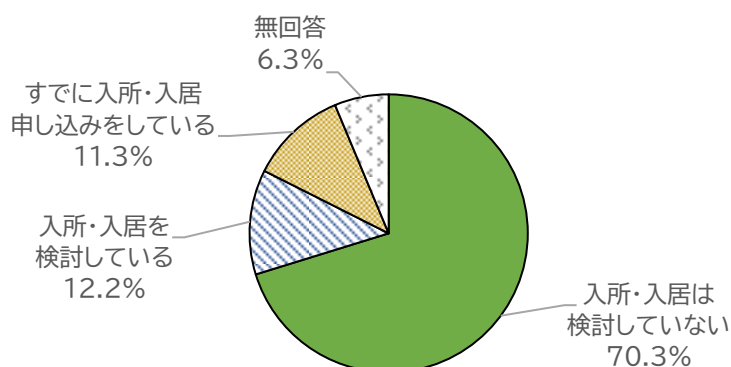
## (2)在宅介護実態調査

### ①施設への入所・入居状況

施設等への入所・入居の検討状況は、「入所・入居は検討していない」が70.3%で最も多く、次いで「入所・入居を検討している」(12.2%)、「すでに入所・入居申し込みをしている」(11.3%)となっています。

#### ■施設への入所・入居状況

【n=222】

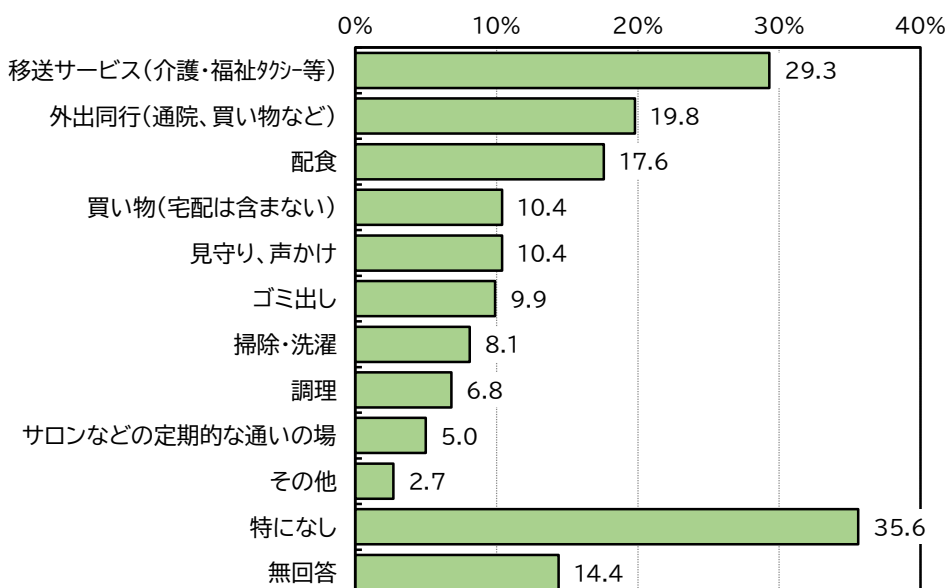


### ②在宅生活の継続に必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要なと感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）は、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が29.3%で最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」(19.8%)、「配食」(17.6%)、「買い物（宅配は含まない）」と続いています。

#### ■在宅生活の継続に必要な支援・サービス

【n=222】



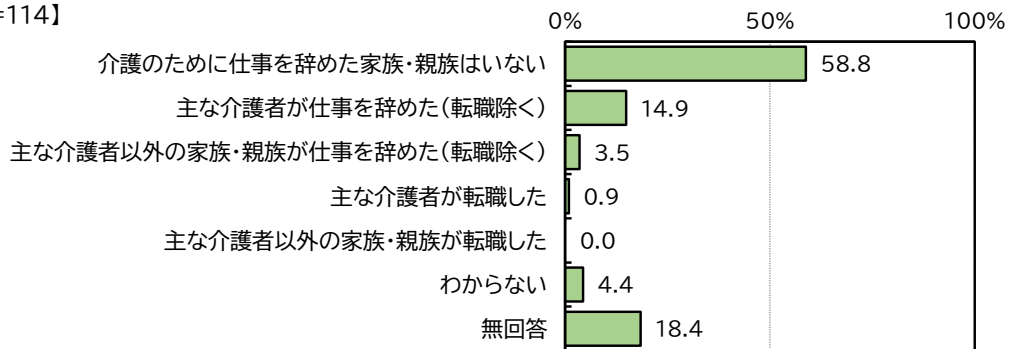
③介護を理由に仕事を辞めた家族・親族

家族や親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかは、58.8%が「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答しています。

反対に、辞めた・転職した方が『いる』は19.3%で、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が14.9%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」が3.5%、「主な介護者が転職した」が0.9%となっています。

■介護を理由に仕事を辞めた家族・親族

【n=114】

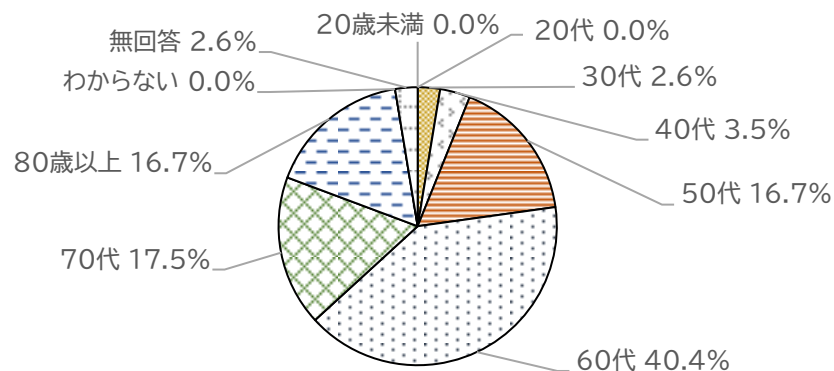


④主な介護者の年齢

主な介護者の年齢は、「60代」が40.4%と最も多く、次いで「70代」が17.5%、「50代」、「80歳以上」（ともに16.7%）となっており、3割以上が70歳以上となっています。

■主な介護者の年齢

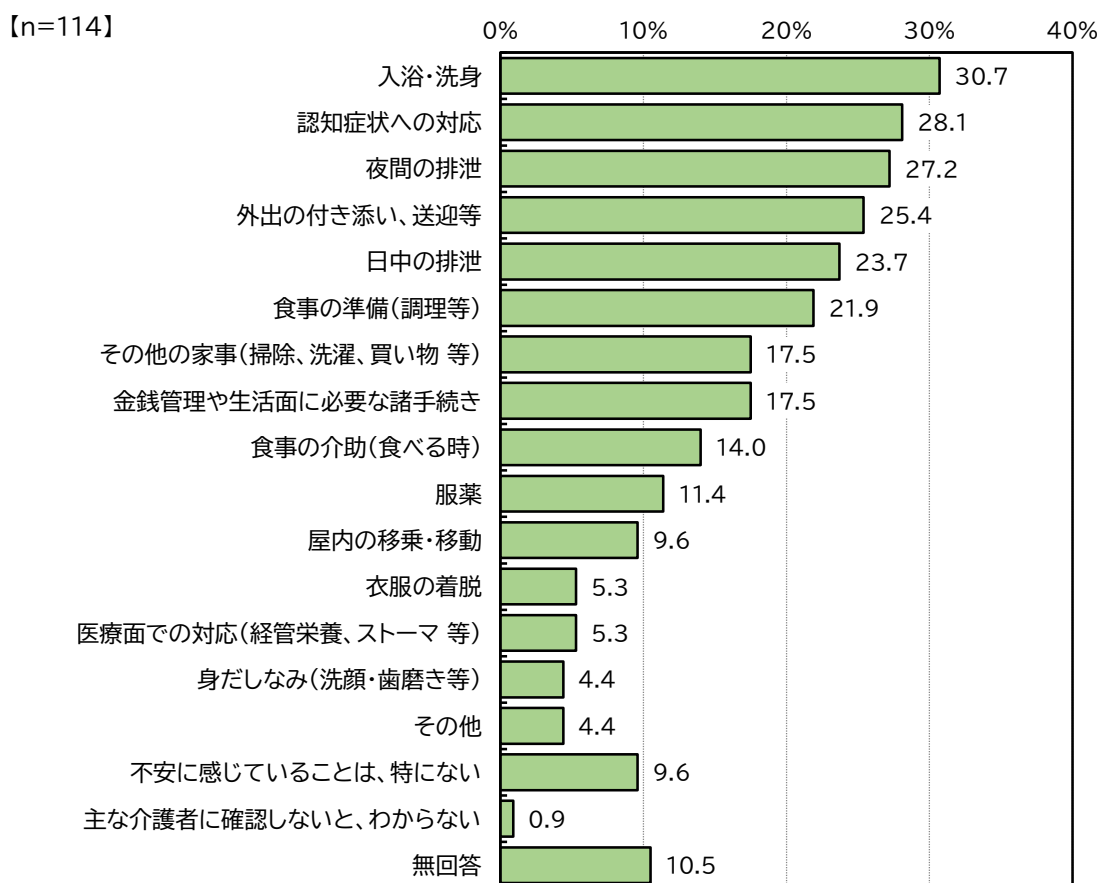
【n=114】



⑤主な介護者が不安に感じる介護等について

主な介護者が不安に感じる介護等は、「入浴・洗身」が30.7%で最も多く、次いで「認知症状への対応」(28.1%)、「夜間の排泄」(27.2%)、「外出の付き添い、送迎等」(25.4%)、「日中の排泄」(23.7%)と続いています。

■主な介護者が不安に感じる介護等について

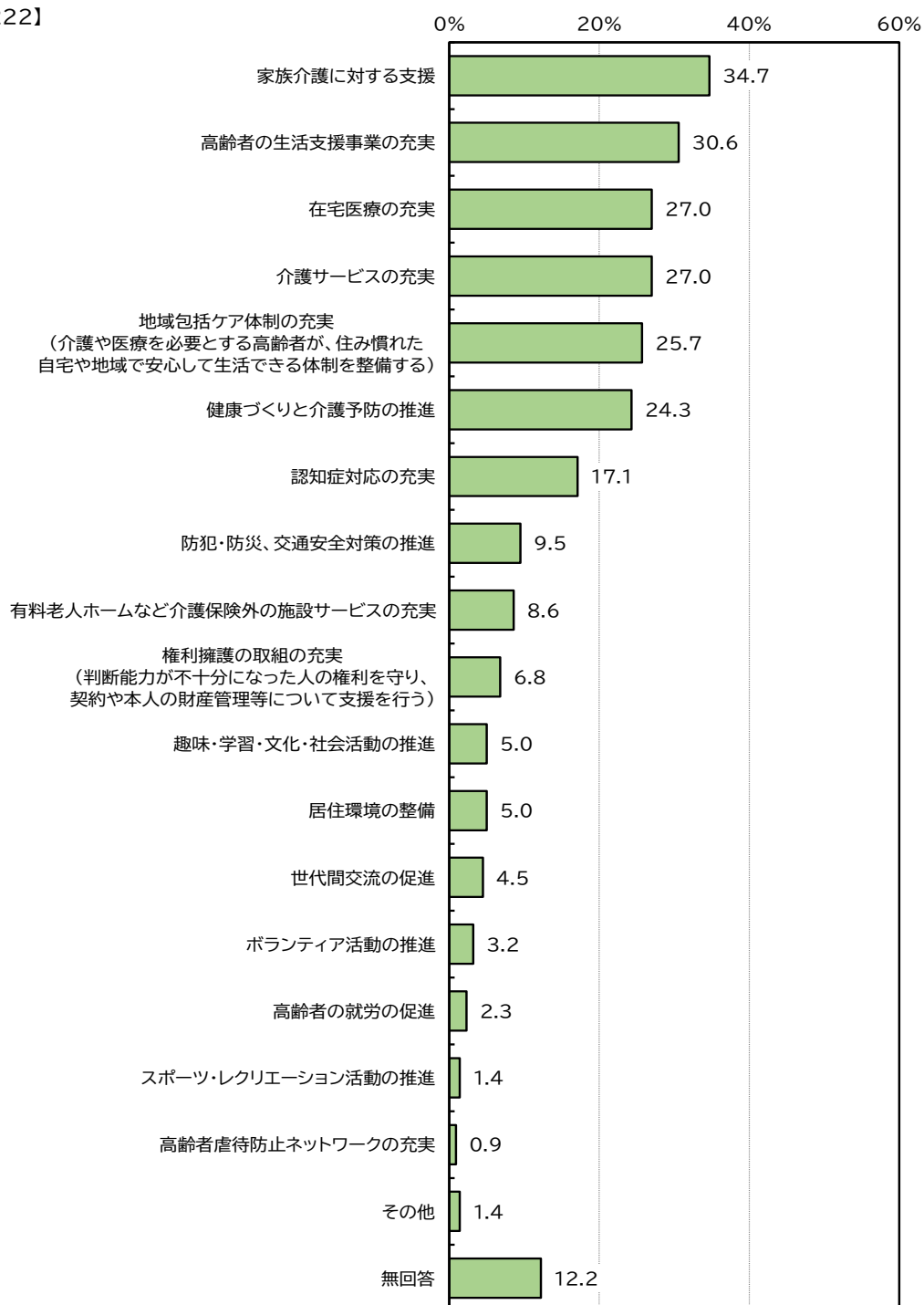


## ⑥高齢者社会に対応するために国見町で力を入れていくべきこと

本格的な高齢化社会に対応していくため、国見町は何に力を入れていくべきかを尋ねると、「家族介護に対する支援」が34.7%で最も多く、次いで「高齢者の生活支援事業の充実」(30.6%)、「在宅医療の充実」、「介護サービスの充実」(ともに27.0%)、「地域包括ケア体制の充実（介護や医療を必要とする高齢者が、住み慣れた自宅や地域で安心して生活できる体制を整備する）」(25.7%)と続いています。

## ■高齢者社会に対応するために国見町で力を入れていくべきこと

【n=222】



### (3) アンケート調査にみる課題

- 地区別にリスク者が多い項目の状況をみると、「運動器」、「認知機能」、「うつ傾向」は大枝地区、「転倒」、「IADLの低下」は大木戸地区、「閉じこもり」は大枝地区、「低栄養傾向」、「口腔機能」、「知的能動性」は小坂地区、「社会的役割」は藤田地区（板橋・板橋南含む）と地区によりリスク状況が様々で該当地区の傾向に応じた対策が必要になります。
- 認知症の症状がある方は、1割程度おり、日常生活において不安、悩み、心配ごとがあるかでも「認知症にならないか心配」という回答が比較的多くなっています。また、自分がもし認知症になったらどのように暮らしたいかは、「医療や介護のサポートを受けながら、今まで暮らしてきた地域で生活していきたい」が最も多い回答となっていることから、認知症になっても自宅での生活が望まれています。しかし、主な介護者が不安を感じる介護等では、「認知症状への対応」という回答も多く、今後、認知症対策の推進、充実が重要であることが分かります。
- 地域のサロンに参加したことがあるかは、約6割が「参加したことがない」と回答しており、その理由では「興味がないから」、「自分には必要ない・関係ないから」という回答が多くなっています。サロンには、足を運び、無理なく身体を動かすことで身体活動量が増え、認知症予防、社会参加への意欲の高まりなど様々な介護予防効果が期待されることから、興味を持てるような内容の充実など、参加しやすい体制づくりが求められます。
- 在宅での医療・終活、自宅での看取りについての関心度は、約7割が『関心がある』と回答しています。今後、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における在宅医療及び介護の関係者の連携を推進するための体制の整備を図ることが重要となります。
- 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」という回答が最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物など）」となっています。移動サービスや外出支援は高齢者の社会参加にとっても重要なことから、支援体制の充実が求められます。
- 介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方が、約2割おり、本格的な高齢化社会に対応していくため、国見町は何に力を入れていくべきかでは「家族介護に対する支援」という回答が最も多くなっています。家族介護に対する支援の内容として、要介護者の認知症状への対応の不安の軽減を図るとともに、実質的な支援として外出支援や家事などの支援の充実が求められます。



## 第3章

# 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

本計画の基本理念は、これまでの理念と進めてきた取組を踏まえ、第6次国見町総合計画の基本理念を考慮し、以下を基本理念と定めます。

**命を大切に  
誰もが幸せに暮らすまち  
くにも**

この基本理念のもと、高齢になっても心身ともに健やかで、家族や地域がともに支えあい、生きる喜びを感じ、ここで暮らしてよかったと感じることのできるまちづくりを目指します。

そのため、高齢者が、できる限り自立して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、健康の維持・増進や介護予防を目指した各種施策に取り組むとともに、介護が必要になっても、状態の維持改善を図りながら安心して暮らすことができる介護保険事業や、生活支援事業の展開を図ります。

また、医療、介護、予防、生活支援、住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組めます。地域での交流を図りながら社会全体で高齢者を支えていく仕組みづくりから地域づくり（地域での支えあい）へと発展を促し、住み慣れた地域で安全安心に生活ができるよう取組を進めていきます。

## 2 基本目標

基本理念のもと、本計画においては、国見町における高齢者の暮らしの目指す姿として次の3つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 共に支えあい暮らせるまち

今後、高齢化がより一層進む中で、これまで重点的に取り組んできた高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた取組として中核的な役割を果たすものです。

支援の入口となる相談機能の充実を図るため、地域包括支援センターを中核とした身近な地域の総合的な相談支援体制の充実を図るとともに日常生活に支障が生じて、必要などきに必要なサービスを選択・利用できる環境の充実を図ります。

地域において、高齢者が住み慣れた地域の生活拠点で安心して暮らしていけるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進と包括的な支援体制の構築を一体的に進め、地域共生社会の実現に努めます。

### 基本目標2 健やかに暮らせるまち

健康はいつまでもいきいきと暮らしていくための最も基本的な要件です。高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、健康づくりと介護予防を一体的に推進していきます。

高齢者が心身共にできる限り健康を維持していくためには、生きがいをもつことや、地域社会の中で自らの経験や知識を生かし積極的にその役割を果たしていくような社会づくりが求められています。高齢者が、自分の好きなことに取り組んだり、地域社会の他者との関係性の中で自分の役割を持って生活できるよう、社会参加や交流機会の拡充に努めます。

### 基本目標 3 安心して暮らせるまち

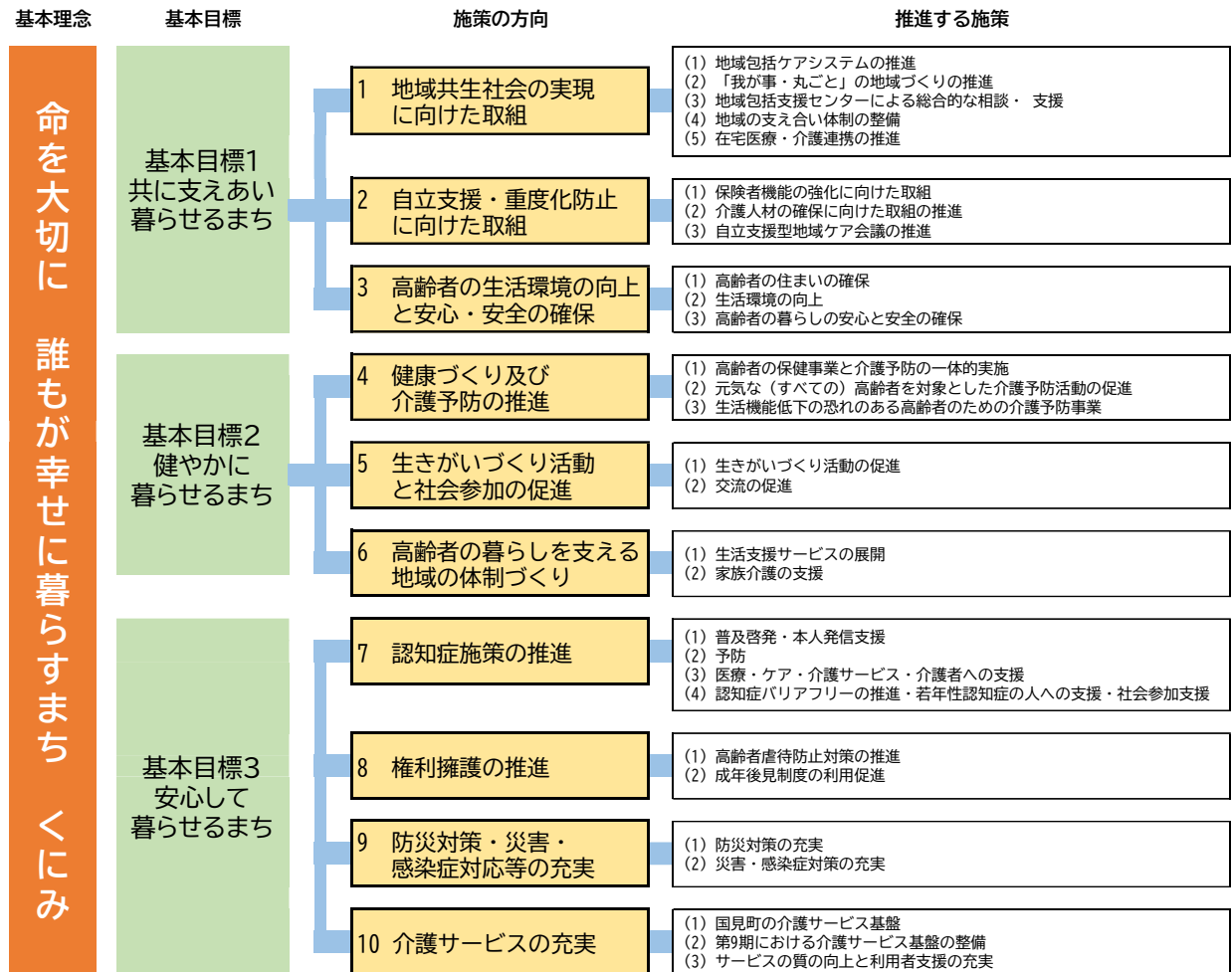
高齢者の日常生活を支援するために、見守りや配食サービス、軽度生活援助等の生活支援サービスの充実を図ります。また、自宅で家族を介護する方への支援として、交流機会の提供などを通じて、高齢者を身近で支える家族介護者への支援の充実に努めます。

また、今後、増加が予想される認知症高齢者に対して、さらに強力に取り組むを推進していくため、「認知症基本法」に基づいた認知症施策を推進していきます。

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、要介護者のニーズにきめ細やかに対応することのできる介護サービス基盤の整備を推進し、今後の介護需要に応えられるよう、介護人材の確保に努めます。

### 3 計画の体系

基本理念、基本目標に基づく、本計画の体系は次のとおりです。



## 4 高齢者等の将来推計

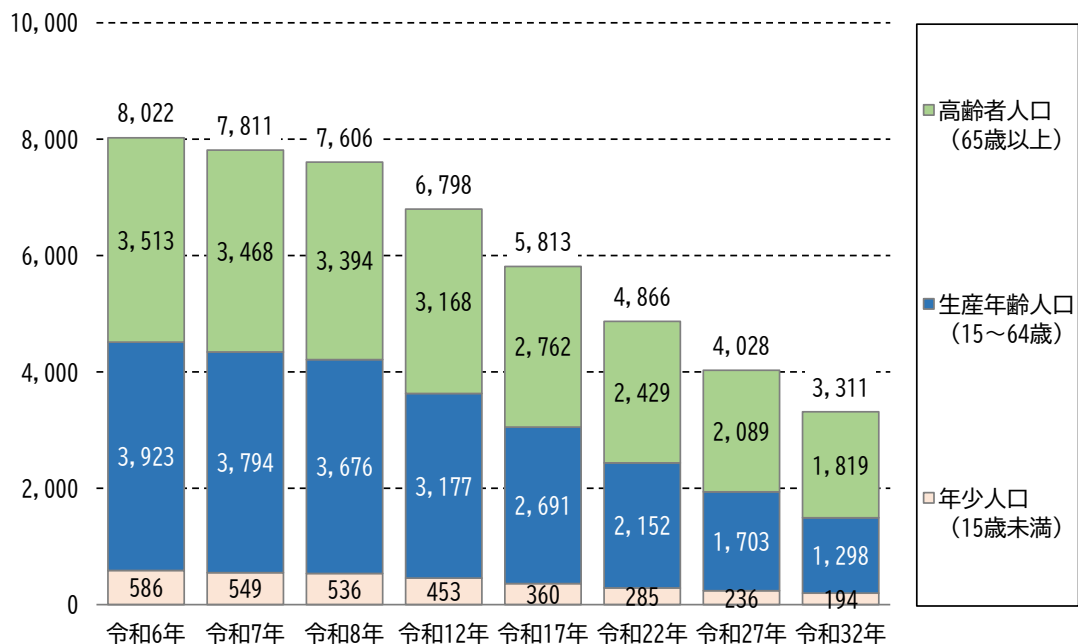
### (1)人口推計

人口推計によると令和6年以降の総人口は減少傾向で推移し、計画の最終年にあたる令和8年の総人口は7,606人と予測されます。

年齢3区分別の構成比をみると、総人口に対する高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移し、計画の最終年にあたる令和8年の高齢者人口割合（高齢化率）は44.6%と予測されます。

#### ■年齢3区分別人口推計

(人)



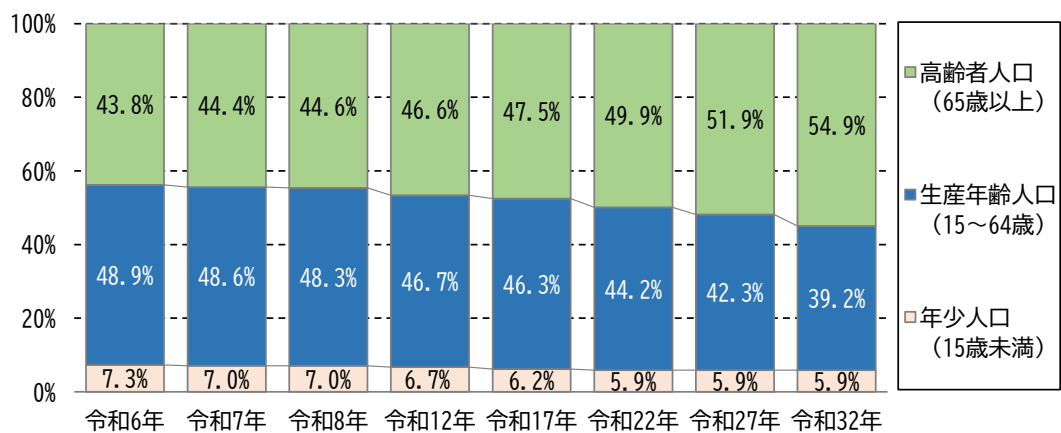
※人口推計は住民基本台帳を基に、コーホート変化率法により推計

#### ■人口推計について

人口推計は住民基本台帳から、コーホート変化率法により推計

※コーホートとは、同年(または同期間)に出生した集団のことを言い、コーホート変化率法とは、その集団ごとの過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

■年齢3区分人口推計の構成比



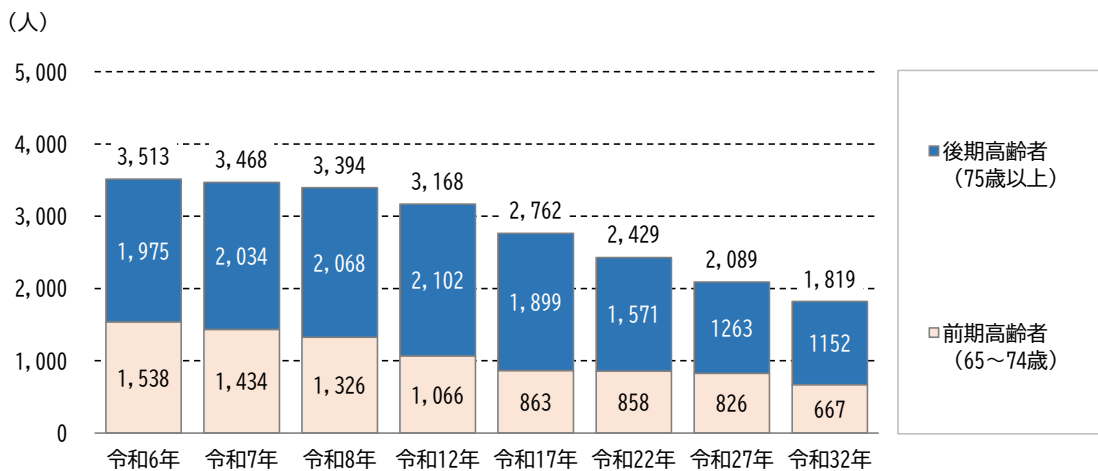
※人口推計は住民基本台帳を基に、コーホート変化率法により推計

## (2) 高齢者人口の推計

人口推計によると令和6年以降の高齢者人口は、減少傾向で推移し、計画最終年にあたる令和8年の高齢者人口は3,394人と予測されます。

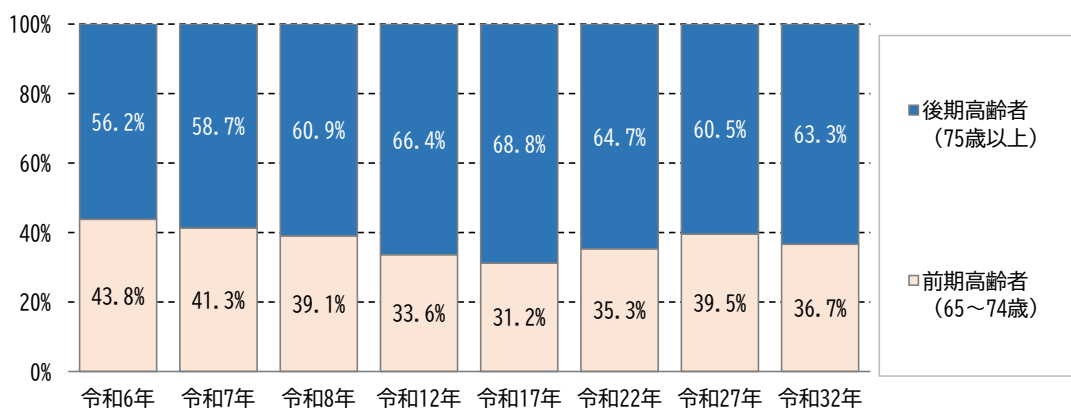
さらに、高齢者人口の推計を前期高齢者(65～74歳)と後期高齢者(75歳以上)に分けてその構成比をみると、計画期間中は前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は増加傾向で推移しますが、令和22年頃より前期高齢者比率の上昇がみられません。

### ■前期・後期高齢者別人口推計



※人口推計は住民基本台帳を基に、コーホート変化率法により推計

### ■前期・後期高齢者別人口推計の構成比

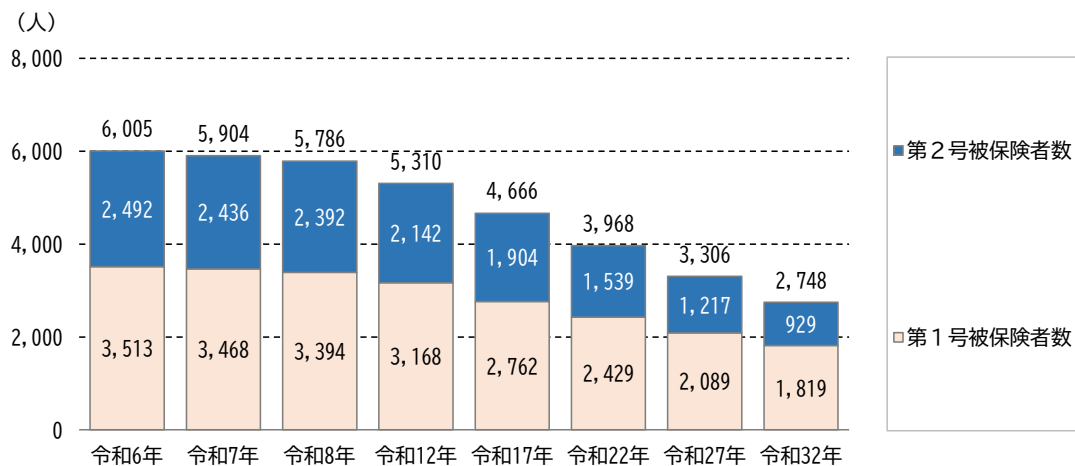


※人口推計は住民基本台帳を基に、コーホート変化率法により推計

### (3)被保険者数の見込み

推計人口から、介護保険の第1号被保険者、第2号被保険者数の今後の増減をみると、第1号被保険者数、第2号被保険者数ともに減少傾向で推移することが見込まれ、計画最終年にあたる令和8年の被保険者数は、第1号被保険者が3,394人、第2号被保険者は2,392人、合計5,786人と推計されます。

#### ■被保険者数の見込



※人口推計は住民基本台帳を基に、コーホート変化率法により推計



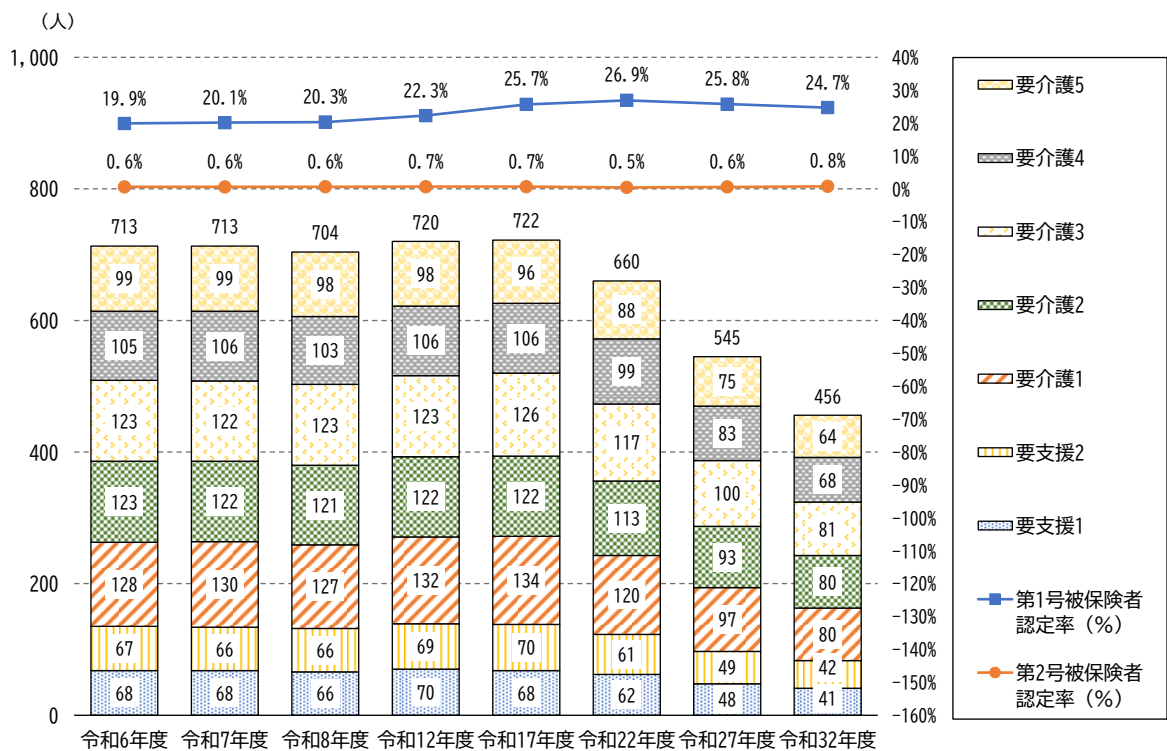
### (4)要支援・要介護者数の推計

国見町の人口推計結果及び要支援・要介護認定者の認定率の実績、介護予防効果などを踏まえ、令和6年以降の要支援・要介護認定者数を推計しています。

第9期計画期間である令和6年度から令和8年度の認定者数は横ばい推移するものと見込まれ、令和8年においては704人となる見込みです。

また、認定率は緩やかに増加し令和8年度では20.3%となっています。

#### ■要介護認定者数の推移



資料:見える化システム

## 5 日常生活圏域の設定

---

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域において可能な限り生活を続けることができるよう、高齢者と地域の実状に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するものです。特に、地域密着型サービスについては、その特性からサービス量を日常生活圏域ごとに見込むこととされています。

国見町における日常生活圏域について、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などを総合的に勘案して検討を行った結果、第9期についても従来と同様、町全域を1圏域と設定します。

これに基づき、地域密着型サービスを含む全ての介護サービス基盤に関する整備を計画します。

国見町の日常生活圏域 ▶ 町全域1圏域

# 第4章

# 共に支えあい暮らせるまち

## 1 地域共生社会の実現に向けた取組

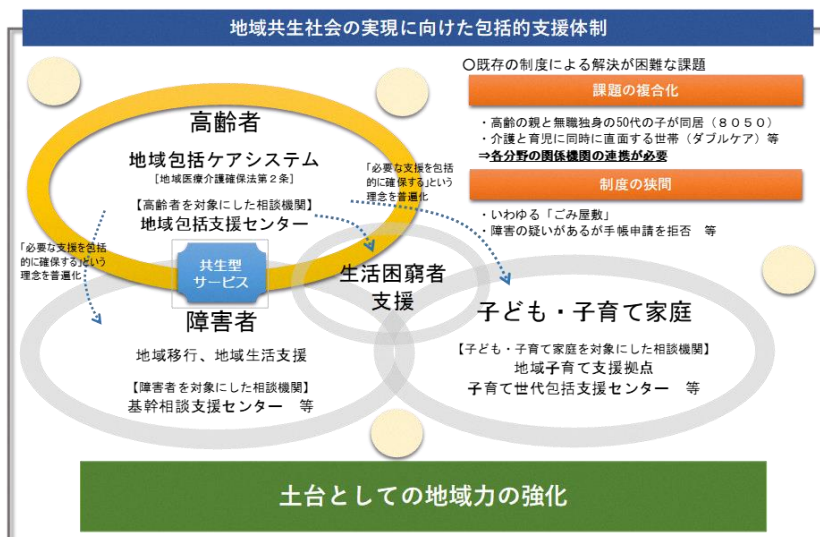
### (1) 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムとは、本格的な高齢社会において、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域全体で高齢者を支えるため、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、「①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まい」の5つのサービスを一体化して提供していく地域づくりのことで

今後高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであるとともに、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向でもあります。

これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを推進する観点から、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関係する取組を進めてきました。今後は、地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進や、保険者機能を一層発揮しながら、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域の実情に応じて取組をデザインする、「地域デザイン機能」を強化し、地域共生社会の実現に向けた取組の推進に努めます。

### ■ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

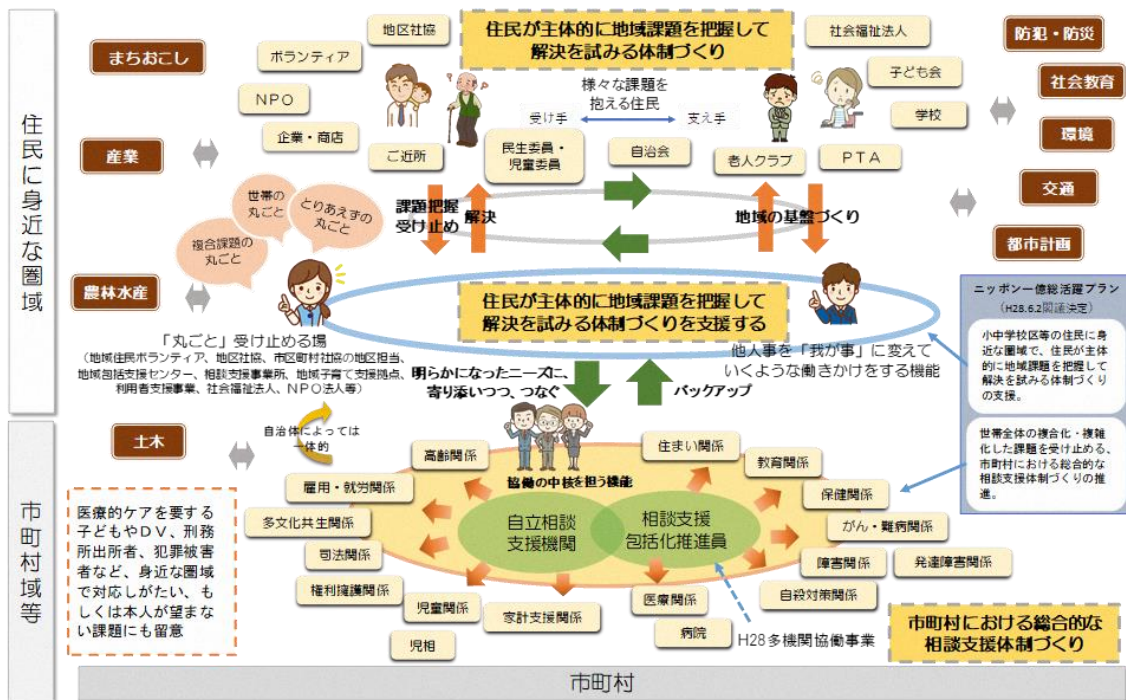


## (2)「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進

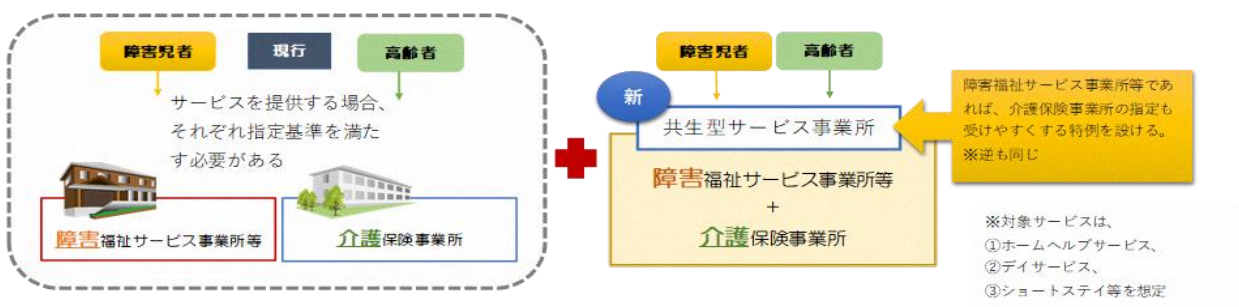
子ども・高齢者・障がい者など地域で暮らす全ての人々が、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現するため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、ささえあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助けあいながら暮らすことのできる仕組みを構築していきます。そのためには、他人事になりがちな地域づくりを「我が事」として主体的に取り組、町は地域づくりの支援や福祉サービスの充実、総合相談などの体制づくりを「丸ごと」に行い、また、現在、対象者毎に整備されている縦割りの福祉サービスについても「丸ごと」(共生型サービス)へと転換していくことになります。

「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進については、福祉各分野の共通事項を定めている「地域福祉計画」が上位計画として位置づけられていることから、本計画においても整合性を図り取り組んでいきます。

### ■我が事・丸ごとの地域づくり



### ■共生型サービスの概要



### (3)地域包括支援センターによる総合的な相談・支援

地域包括支援センターは、高齢者の福祉や介護、生活相談などを専門的に行う機関であり、地域包括ケアシステムの中核となる機関です。

平成18年度の開設以来、町直営により2職種（保健師、社会福祉士）2名体制で運営してきましたが、3職種（保健師(看護師)、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー））の確保や民間の活力を活用した機能強化を図るため、平成27年度より社会福祉協議会に運営を委託しています。

#### ① 総合相談支援事業

概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民からの様々な相談に応じるとともに、必要に応じて適切な機関、制度やサービスにつなぐなどの支援を行います。
今後の方向性	<p>今後も相談の増加が予想されるため、地域包括支援センターの周知に努め、情報提供・相談対応を図るとともに、積極的に地域へ出向き、生活支援へ結びつけていく活動を行います。</p> <p>地域包括ケアの総合拠点として様々な課題に対応していくため、他機関へつなぐことも多いことから、普段から顔のみえる関係を構築していきます。</p>

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	(件)	627	739	760	760	770	780

※令和5年度は見込み

② 権利擁護事業

概要	地域包括支援センターでは、高齢者の権利を守るための相談対応と支援を行っています。本人、ケアマネジャー、医療機関、民生児童委員などから相談や報告を受けた虐待事例などについては、事実確認を行い、関係機関と協力しながら対応します。
今後の方向性	地域住民やケアマネジャーなどに対し、権利擁護の啓発を図るとともに、社会福祉協議会、消費者センター、警察などの関係機関との連携のもと、虐待や消費者被害などに対する権利擁護の対応を行います。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談対応件数	(件)	11	12	12	13	14	15

※令和5年度は見込み

③ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

概要	地域のケアマネジャーに対し、日常的個別相談、支援困難事例などのケーススタディを行うほか、個別ケースへの検討や同行訪問、必要時には町の関係機関と連携を図りながら課題解決に取り組んでいます。 また、高齢者介護サービス等調整会議を開催することで、介護サービス事業所とケアマネジャーの関係を築いています。
今後の方向性	個々のケアマネジャーのスキルアップのため、継続的に支援していくとともに、居宅介護支援事業所に対して適正な事業運営に寄与するための指導・監督を行います。地域包括ケアシステムの推進のため、介護・保健・医療・福祉など関係機関や様々な社会資源との連携・協力体制の充実に努めます。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談対応件数	(件)	2,446	2,335	2,580	2,580	2,590	2,600
高齢者介護サービス等調整会議	(回)	1	3	3	3	3	3

※令和5年度は見込み

④ 地域ケア個別ケース会議

概要	地域包括支援センターが中心となり、医療・介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題解決に向けた支援内容を検討するため、地域ケア個別ケース会議を開催していきます。
今後の方向性	<p>保健・医療・福祉の関係者や民生児童委員等が連携し、地域が抱える個別の問題事例の共有と、その解決に向けた取組を検討します。</p> <p>高齢者が尊厳を保持しながらその人らしい生活が継続できるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けたネットワーク機能と課題解決機能の強化を図ります。</p>

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別会議	(回)	6	5	5	6	8	10

※令和5年度は見込み

国見町地域包括支援センター（観月台文化センター内）

【営業時間】

月曜日～金曜日  
午前8時30分～午後5時15分

【定休日】

土、日曜日・祝日・年末年始（12/29～1/3）

☎ 024-585-2702（直通）



## (4)地域のささえあい体制の整備

### ① 協議体「くにみささえ愛」の活動支援

概要	地域の福祉関係者や関係団体の参画を得て、平成29年3月に協議体「くにみささえ愛」を設置しました。町内の社会福祉法人やNPO、民間企業、団体等との情報共有や連携強化を図り、地域の生活課題の解決に向けた生活支援サービス等の開発・提供に向けた取組を推進します。
今後の方向性	「くにみささえ愛」では、住民自身ができることをテーマに、活動主体の把握に努めながら地域の「あったらいいね」を提案し、住民同士の助けあい活動を生み出す「仕組みづくり」に向けた話し合いを進めていきます。 さらに、「生活支援コーディネーター」を配置し、地域支えあい推進員として、協議体とともに助けあい活動の普及や担い手の育成を図ります。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「くにみささえ愛」会議	(件)	11	12	12	12	12	12
生活支援 コーディネーター	(人)	0	1	1	1	1	1

### ② 地域コミュニティの形成と地域ささえあい意識の醸成

概要	高齢者が地域において安心して自立した生活を送ることができるよう、住民のささえあい意識の醸成を図ります。地域における助けあい、ささえあいをキーワードに具体的な「共助」の取組を広め、「我が事・丸ごと」の地域コミュニティづくりを推進します。
今後の方向性	広く地域住民のささえあい意識の啓発を図るとともに、高齢者自身の自主的なささえあい活動を支援していきます。



③ 地域福祉活動・ボランティア活動の支援

概要	国見町社会福祉協議会が運営するボランティアセンターが中心となり、住民や各種団体、学校、企業等の地域活動やボランティア活動を支援します。
今後の方向性	ボランティア活動の支援や担い手の育成に取組み、一人でも多くの住民が生涯を通じて福祉活動に参加できる地域づくりを推進します。

④ 民生児童委員

概要	民生児童委員は、地域において住民の様々な相談に応じ、ひとり暮らし高齢者等の見守りなど、必要な援助に取り組んでいます。また、毎月定例会を開催し情報の提供、共有を図るとともに、ケース検討を行っています。
今後の方向性	民生児童委員との情報共有と連携強化を図り、地域の事例の複雑化や多様化などによる負担増にも配慮しながら活動支援に努めます。また、民生児童委員の知識を深めるため、情報提供や研修を実施します。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
委員のための研修会の開催	(回)	2	3	2	2	2	2

※令和5年度は見込み

⑤ 国見町社会福祉協議会

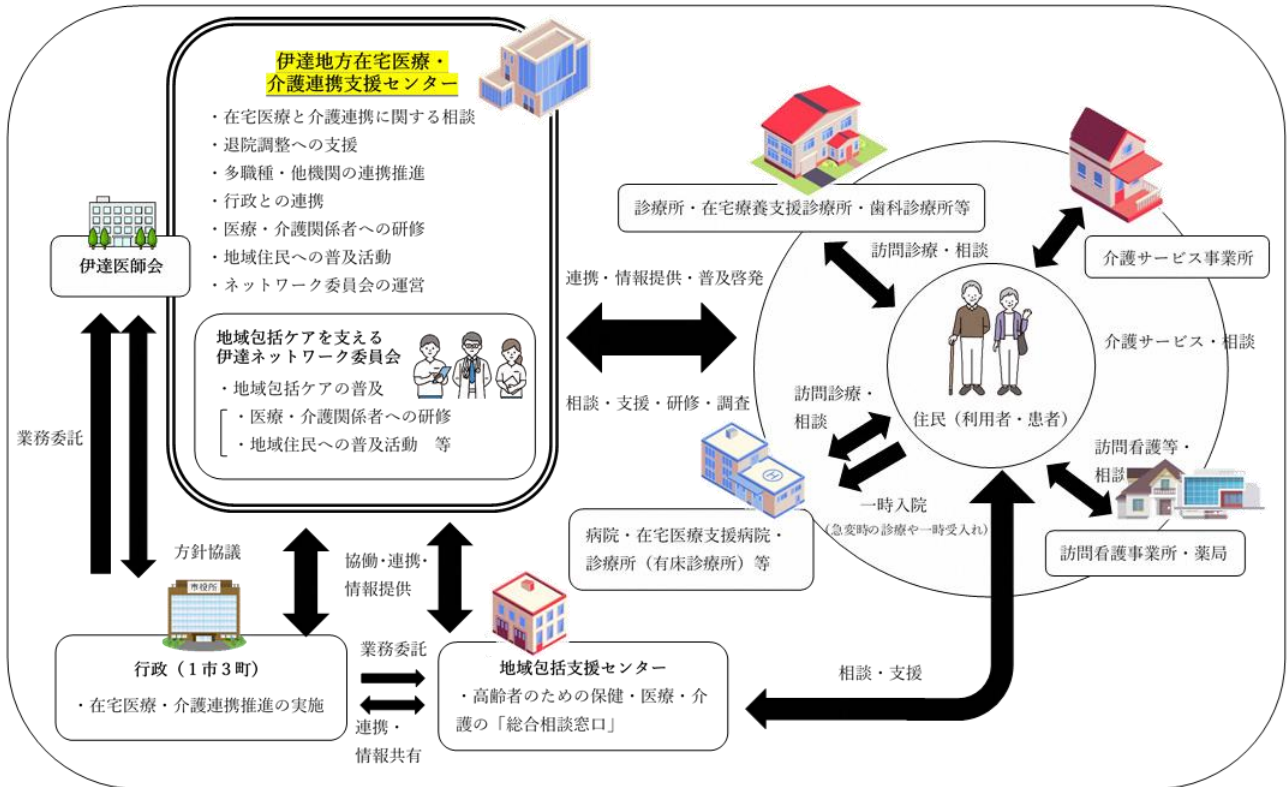
概要	社会福祉協議会では、地域での助けあい、ささえあいを促すため、福祉に関する啓発活動、地域福祉事業、相談事業、ボランティア活動等に取り組んでいます。 地域福祉事業としては、各種福祉団体の支援、相談や外郭団体事務を行っています。
今後の方向性	新たな福祉ニーズに対し、社会福祉協議会が積極的に活動できるよう協力・支援します。 地域福祉事業については、各事業活動や介護者交流会が社会福祉事業の柱として推進されるよう支援します。 介護保険事業については、事業体制の充実が図られるよう支援します。

## (5)在宅医療・介護連携の推進

### ① 伊達地方在宅医療・介護連携支援センターの設置

概要	<p>医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要である。</p> <p>このため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、伊達地方の市町（伊達市、桑折町、国見町、川俣町）が連携しながら、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制を構築します。</p>
今後の方向性	<p>令和6年4月から一般社団法人伊達医師会と委託契約し、設立準備期間を経て、10月1日センター設立を目指します。設置場所は、伊達医師会（保原町産業振興会館）内を予定。今後、伊達医師会、伊達ネットワーク委員会、行政等関係機関で具体的な事業内容を検討します。</p> <p>【業務内容（案）】</p> <p>①現状分析・計画立案</p> <p>ア) 地域の医療・介護の資源の把握</p> <p>イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の協議</p> <p>ウ) 切れ目ない在宅医療と在宅介護提供体制の構築推進</p> <p>②対応策の実施</p> <p>エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援</p> <p>オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援</p> <p>カ) 医療・介護関係者の研修</p> <p>キ) 地域住民への普及啓発</p> <p>ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携</p>

伊達地方在宅医療・介護連携支援センターイメージ図（案）



		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数 (国見町分)	(件)	—	—	—	5	10	15
研修会	(回)	1	1	1	5	5	5
普及啓発パンフレット等の配布	(回)	0	1	1	1	1	1
伊達ネットワーク委員会	(回)	12	12	12	12	12	12

※第8期実績値はセンター設置前の町の実績値

※令和5年度は見込み

## 2 自立支援重度化防止に向けた取組

---

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、要介護状態になっても状態をそれ以上悪化させないようにするため、生活上の様々な課題を抱える個々の高齢者の実態に即した支援を行い、地域支援事業や予防給付、医療保険者による保健事業、地域リハビリテーション対策などのサービスが、連続性・一貫性を持って提供されるよう体制づくりに努めます。

### (1) 保険者機能の強化に向けた取組

保険者機能強化推進交付金等は、保険者機能の強化を図る観点から、国が定める評価指標に基づき、町が行う様々な取組の評価を行い、その結果に応じて交付金が交付されます。今後の高齢化の一層の進展を見据え、その実効性をより高めていくため、高齢者の自立支援、重度化防止等に係る取組やその過程を評価するだけでなく、取組の実施状況や成果などのアウトプット等も含めた評価を行い、保険者機能の更なる強化に向けた取組を推進します。

また、保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進することを趣旨としていることも踏まえ、第9期計画期間中に、事業・施策の着実な実施に努め、地域課題の分析、事業・施策の進捗状況の確認、再検討を行い、独自事業の展開など、高齢者の自立支援、重度化防止等の一層の強化に務めます。

## (2)介護人材の確保に向けた取組の推進

今後、少子高齢化が進展し、高齢者のひとり暮らしや高齢夫婦世帯の増加に伴い、介護や支援を必要とする高齢者が増加する一方で、介護を支える世代の人口が減少し、介護人材が不足していくことが見込まれています。

また、家族の介護を理由とした離職の防止等を図るべく「介護離職ゼロ」を実現していくためには、介護サービス基盤の整備に伴って必要となる人材確保が必要です。

さらに、介護分野の人的制約が強まる中、ケアの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるように、業務の効率化及び質の向上に取り組んでいくことが不可欠です。

サービスごと、職種ごとの人材不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人材不足対策を進める必要があります。

また、介護人材を確保していくためには、介護職の定着に向けた取組が重要なことから、介護ロボットやICTの活用などによる業務の効率化や介護現場が地域における介護ニーズに応え、介護人材が利用者や家族からも感謝され、やりがいを持って働き続けられるような環境づくりに取り組む必要があります。

国見町でも、増大する介護需要にあわせ、国や県、事業者等と連携し、処遇改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力向上、職場環境の改善等、「確保」、「定着」、「育成」の視点から総合的な取組を検討します。

### ■介護人材の確保に向けた取組

確 保	介護の仕事の魅力向上を図る等人材の新規参入の促進、有資格者の掘り起し等の人材の確保
定 着	介護職に就いた人材が長く働けるよう、キャリアアップ確立の支援や働きやすい環境づくり等事業者を支援
育 成	質の高い介護サービスを安定的に提供できるようにするため、各種研修支援等のスキルアップを支援

### (3) 自立支援型地域ケア会議の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく元気に暮らし続けられるよう自立支援の促進、QOL（生活の質）の向上を目的として、自立支援型地域ケア個別会議を推進しています。

自立支援型地域ケア会議では、多職種の専門的な助言を踏まえて個別事例の支援内容を検討し、自立に資するケアマネジメントを実施しケアの充実が図られるように支援します。

町では、令和元年度モデル市町村として、福島県の支援を受け自立支援型地域ケア会議を実施し、総合事業対象者・要支援者の事例を中心に取組んできましたが、令和3年からは範囲を拡大し要介護認定者も検討事例の対象としました。

今後は、ケア会議後の事例対象者へのフォローアップの強化に取り組んでいきます。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援型地域ケア会議	(回)	6	6	5	3	3	3
専門職同行訪問	(回)	—	3	3	3	4	5

#### 自立支援型地域ケア会議の5つの機能

##### ① 個別課題の解決

多職種が共同して個別ケースの支援内容を検討することによって、高齢者の課題解決を支援し、ケアマネジャーの自立支援に関するケアマネジメントの資質を高めます。

##### ② 地域包括支援ネットワークの構築

高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関の相互連携を図り、地域包括支援ネットワークを構築します。

##### ③ 地域課題の発見

個別ケースの課題分析力を積み重ね、地域に共通した課題を浮き彫りにします。

##### ④ 地域づくり・資源開発

インフォーマルなサービスや地域の見守りネットワークなど、地域に必要な資源の開発へ繋がります。

##### ⑤ 政策形成

事例を積み重ねることにより地域に不足する社会資源やサービスなど行政課題の発見・解決策の検討に繋がっていきます。

**お世話型の介護から**

**自立支援型の介護へ**

### 3 高齢者の生活環境の向上と安心安全の確保

#### (1) 高齢者の住まいの確保

##### ① 高齢者にやさしい住まいづくり事業

概要	要支援・要介護認定を受けていない60歳以上を対象に、自宅で転倒等により要介護状態とならないよう実施する住宅改修に対して助成します。
今後の方向性	制度の周知を図るとともに、対象者個々の状況に応じた適切な支援に努めます。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	(件)	1	1	2	4	4	4

※令和5年度は見込み

##### ② 養護老人ホーム入所事業

概要	養護老人ホームは、入所者に社会的活動に参加するために必要な指導、訓練その他の援助を行う施設です。
今後の方向性	事業の対象となる高齢者の個別の生活実態を踏まえ、必要に応じて入所の判断を行います。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
措置者数	(人)	8	7	6	6	7	8

※令和5年度は見込み

③ 軽費老人ホーム(ケアハウス)

概要	軽費老人ホームは、家庭環境や住宅事情等の理由により、自宅において生活することが困難な高齢者が低額で利用できる施設です。町内には施設がないため、希望者に対して情報提供を行っています。
今後の方向性	情報提供を行い、希望者への利用支援を図ります。

(2)生活環境の向上

① バリアフリー化の推進

概要	高齢者のみならず、全ての住民が安心して快適に移動できるまちづくりに向けて、バリアフリー化を推進します。近年、町内で建設された公共施設である役場の新庁舎や道の駅はバリアフリー化が図られています。
今後の方向性	必要に応じて公共施設等のバリアフリー化に取り組んでいきます。

② 交通安全対策と交通環境の整備

概要	高齢者の交通安全を推進するため、町内の高齢者による国見町シルバー交通安全推進隊が、年4回の交通安全運動時に活動を行っています。また、高齢者への交通安全教育は、町内で開催されているいきいきサロンに出向いて実施しています。
今後の方向性	交通安全運動、交通安全教育を実施していきます。また、高齢者の交通手段として、「国見まちなかタクシー」や福祉有償運送の利用の促進を図ります。



### (3) 高齢者の暮らしの安心と安全の確保

#### ① 消費者被害の防止

概要	訪問販売や電話による勧誘販売、振り込め詐欺等の特殊詐欺などによる消費者被害を未然に防ぐため、消費者被害対策講演会や啓発リーフレットなどで情報提供や注意喚起を図ります。相談や被害の報告があった場合には、消費者センターや警察等と連携して適切に対応します。
今後の方向性	高齢者の消費者被害の未然防止のため、情報提供や注意喚起を継続するとともに、状況に応じて関係機関と連携を図りながら適切に対応していきます。

#### ② 緊急通報システム運営事業

概要	65歳以上のひとり暮らし高齢者、80歳以上の高齢者世帯等を対象に、緊急通報装置を貸与することにより、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。
今後の方向性	ひとり暮らしや、高齢者世帯は今後も増加が見込まれるため、民生児童委員と連携し、より効果的な事業となるよう努めます。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
機器設置台数	(台)	84	82	65	65	68	70

※令和5年度は見込み

③ 高齢者運転免許証自主返納支援事業

概要	<p>運転に不安を持つ高齢者が、車に依存しなくても安心して生活できるまちを目指すとともに、交通事故を防止し、高齢者ドライバーと周囲の安全確保に向け、適切な時期の運転免許証の返納を支援します。</p> <p>75歳以上の高齢者が自主的に運転免許証を返納した際にまちなかタクシー乗車券と認定事業者のタクシー券を支給します。</p>
今後の方向性	<p>高齢者一人ひとりの適切な時期における運転免許自主返納の周知を図るとともに、返納後の交通手段確保の支援に努めます。</p>

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申請件数	(件)	20	31	35	35	38	40

※令和5年度は見込み

# 第5章 健やかに暮らせるまち

## 1 健康づくり及び介護予防の推進

### (1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者は、複数の慢性疾患の罹患に加え、要介護状態に至る前段階であっても身体的な脆弱性のみならず、精神・心理的な脆弱性や社会的な脆弱性といった多様な不安を抱えやすくフレイル状態になりやすい傾向にあります。

介護予防を進めるに当たっては、高齢者の心身の状態が自立、フレイル、要支援、要介護、またその状態が可変であるというように、連続的に捉え支援するという考えに立って、健康づくりから介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

国見町では、「通いの場」や「いきいきサロン」など地域の居場所において、保健師や看護師、管理栄養士らが高齢者一人一人に対し、フレイルなどの心身の多様な課題に対応した個別性の高い保健事業を介護予防事業と一体的な実施に取り組んでいます。

#### ★個別的支援（ハイリスクアプローチ）★

- ①低栄養防止・重症化予防
- ②栄養・口腔・服薬に関わる相談・指導
- ③健康状態が不明な高齢者の状態把握

#### ★通いの場等への関与（ポピュレーションアプローチ）★

- ①フレイル予防の普及啓発  
運動・栄養・口腔等のフレイル予防の健康教育・相談
- ②質問票の活用によるフレイル状態の把握
- ③フレイル対象者への受診・検診・総合事業利用勧奨

## (2)元氣な(全ての)高齢者を対象とした介護予防活動の促進

### ① 地域づくりによる「通いの場」

概要	介護が必要な状態になっても、生きがいや役割を持って生活でき、支え合える地域となることを目指し、地域づくりによる介護予防事業に取り組んでいくため、身近な場所(集会所等)での「通いの場」の立ち上げや運営を支援します。
今後の方向性	令和元年度より、国見版いきいき百歳体操DVDを作成し、おもり等の貸与やリハビリテーション専門職の派遣・運動指導を実施。また、令和5年度より「歯っぴい～ももたん健口体操」DVDを作成し、オーラルフレイルの予防と口腔機能向上に取り組んでいます。継続実施時には、自主的な活動としての運営をサポートします。今後も、地域住民の主体的な介護予防活動の育成支援に努め、活動の機会や場を地域の住民と協働で作っていきます。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加実人数	(人)	176	157	150	160	170	180
参加延人数	(人)	5,632	5,603	5,500	5,600	5,700	5,800
自主化箇所数	(箇所)	20	19	19	20	21	22

※令和5年度は見込み



② 介護予防フォローアップ教室

概要	介護予防サポーターや通いの場運営の方を対象にリハビリ専門職やレクリエーション等の講師を迎え、介護予防講座を開催し、各町内会での活動（通いの場や居場所）での介護予防活動の支援を図ります。
今後の方向性	高齢者の集う場での介護予防や認知症予防の普及啓発に努めます。 より多くの方が参加してもらえるように各町内会の活動のニーズを把握し、充実した内容となるよう検討し開催します。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	(回)	2	18	19	20	21	22
参加延人数	(人)	18	146	150	160	170	180

※令和5年度は見込み

③ 介護予防普及啓発事業

概要	介護予防の普及啓発のためのイベントや講演会を開催し、住民の介護予防意識の向上と知識・技術の普及を図ります。
今後の方向性	介護予防や認知症予防の普及啓発、理解や関心を深める機会として事業を実施します。より多くの人に参加してもらえるよう内容の充実を図ります。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イベント・講演会	(回)	1	3	2	2	2	2

※令和5年度は見込み

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

概要	「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハビリテーション職等を活かした自立支援に資する取組を推進します。
今後の方向性	地域ケア会議、住民主体の通いの場などへのリハビリ専門職の派遣に努め、地域における介護予防機能の強化に努めます。

⑤ 一般介護予防事業評価事業

概要	高齢者に対して実施する介護予防事業（通いの場、いきいきサロン等）が、適切な手順・過程を経て実施できているか否かを評価します。
今後の方向性	実施状況や利用者の声などを踏まえながら事業の評価を行い、事業内容の改善を図ります。

⑥ 介護予防把握事業

概要	地域の関係機関や民生児童委員等との連携のもと、基本チェックリストを実施し、生活機能低下等のみられる高齢者（事業対象者）を早期に把握し、介護予防につなげます。
今後の方向性	地域との連携のもと、高齢者の生活状況の情報収集、閉じこもり等の支援を要する人の把握に努め、チェックリストの活用を図りながら介護予防へつなげます。

### (3)生活機能低下の恐れのある高齢者のための介護予防事業

#### ① 介護予防ケアマネジメント

概要	地域包括支援センターでは、要支援認定者や事業対象者※ <sup>1</sup> ができる限り自立した生活を継続できるよう、それぞれの心身の状況や環境に応じ、介護予防事業やその他必要なサービスや支援が包括的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。
今後の方向性	要支援認定者や事業対象者の意欲を尊重しながら、それぞれの心身の状況や環境に応じた目標の設定と達成を意識したケアプランの作成に努め、必要なサービスの提供につなげていきます。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防ケアプラン作成件数	(件)	92	91	102	105	110	115

※令和5年度は見込み

※1事業対象者とは基本チェックリストにより生活機能に低下がみられる方

#### ② 介護予防訪問事業(旧・介護予防訪問介護)

概要	要支援1・2の介護認定を受けた方、事業対象者※ <sup>1</sup> の方を対象に、訪問介護員（ホームヘルパー）や介護福祉士が自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、調理・掃除・洗濯などの家事や生活に関する相談や助言など日常生活上の必要な世話をを行います。
今後の方向性	町内及び近隣事業所との情報交換及び連携に努め、必要なサービス供給の確保とサービスの質の向上を図ります。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(1か月平均)	(実人数)	43	34	39	40	42	44

※令和5年度は見込み

※1事業対象者とは基本チェックリストにより生活機能に低下がみられる方

③ 介護予防通所事業(旧・介護予防通所介護)

概要	要支援1・2の介護認定を受けた方、事業対象者 <sup>※1</sup> の方を対象に、介護サービス事業所において、入浴や食事の提供とこれらに伴う介護・生活などに関する相談・助言、健康状態の確認や機能訓練を行います。
今後の方向性	町内及び近隣事業所との情報交換及び連携に努め、必要なサービス供給の確保とサービスの質の向上に努めます。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (1か月平均)	(実人数)	74	42	64	60	65	70

※令和5年度は見込み

※1事業対象者とは基本チェックリストにより生活機能に低下がみられる方



## 2 生きがいつくり活動と社会参加の促進

### (1) 生きがいつくり活動の促進

#### ① いきいきサロン交流事業

概要	<p>高齢者の閉じこもりの解消や、生きがい活動の場づくりを目的として、地区集会所等においてサロンを開設します。町内計 23 か所で実施しています。</p> <p style="text-align: right;">【国見町社会福祉協議会に委託】</p>
今後の方向性	<p>季節により新年会、お花見会、クリスマス会、講師を招いての健康体操教室、栄養指導教室等を実施します。男性の参加を促進するため、男女ともに参加しやすく魅力的な内容の充実に努めます。</p> <p>未実施の地区でいきいきサロンを開催することができるよう、住民に広く周知するとともに、協力者（民生児童委員や健康推進員、ボランティア等）の育成と活躍の場づくりを支援します。</p>

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	(箇所)	24	23	23	24	24	24
参加実人数	(人)	290	255	268	270	280	290
利用延回数	(回)	190	238	240	240	240	240

※令和5年度は見込み

② 生きがい活動支援通所(デイサービス)事業

概要	<p>国見町生きがいデイサービス（観月台文化センター内）において、要介護認定を受けていない高齢者の健康の維持と社会参加の促進を目的に、日帰りで、食事、日常動作訓練や趣味活動を行います。</p> <p style="text-align: right;">【国見町社会福祉協議会に委託】</p>
今後の方向性	<p>要介護認定を受けた方が本事業の利用を終了する一方で、新規の参加者は少ない状況です。広報等での周知に努め、定期的に参加者の募集を行うとともに、より参加しやすい魅力的な内容の充実に努めます。</p>

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	(回)	215	224	225	220	220	220
利用延人数	(人)	1,816	1,658	1,660	1,600	1,600	1,600

※令和5年度は見込み

③ 寿クラブの育成と活動支援

概要	<p>寿クラブ連合会の事務局である国見町社会福祉協議会と連携し、寿クラブの育成と活動支援を行います。</p>
今後の方向性	<p>会員増に努めるとともに、健康づくりや介護予防事業、地域ささえあい事業、若手高齢者の組織化、研修会などの活動内容の工夫を促します。</p> <p>会員相互の親睦と健康づくりのため、寿クラブ連合会に委託して研修会等を実施し、誰もが気軽に参加できる寿クラブづくりを推進します。</p>

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
クラブ数	(団体)	10	10	9	9	9	9
会員数	(人)	472	442	381	380	380	380

④ 高齢者の就労支援

概要	国見町シルバー人材センターが中心となり、高齢者が長年の経験で身につけた技能や経験を生かして地域で活躍できる、機会の創出を図ります。
今後の方向性	シルバー人材センターを中心に、高齢者の生きがいとなる就労機会の提供を図るとともに、就労を希望する高齢者に対してはセンターへの登録を勧めます。 高齢者の社会参加と地域福祉の活性化に向け、センター事業の周知を図ります。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録会員数	(人)	133	131	123	120	120	120
受注件数	(件)	738	794	730	700	700	700
就業延人数	(人)	13,759	14,932	13,500	13,000	13,000	13,000

※令和5年度は見込み

## (2)交流の促進

### ① 敬老会

概要	75歳以上の高齢者の長寿を祝福するため、敬老会を開催します。
今後の方向性	<p>現在、藤田地区、小坂地区、大木戸地区は合同で開催、森江野地区と大枝地区は各地区で開催しています。</p> <p>今後、参加者や関係協力団体の意見要望を踏まえ、より良い敬老会となるよう実施方法や内容を検討していきます。</p>

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
敬老会対象者	(人)	1,912	1,854	1,946	1,960	1,980	1,960
敬老会参加者数	(人)	中止	中止	258	280	300	320

※令和3・4年度敬老会は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止。

### ② 敬老祝金支給事業

概要	90歳以上の高齢者の長寿を祝福するため、敬老祝金を贈呈します。
今後の方向性	<p>国見町敬老祝金支給条例に基づき、敬老祝い金を贈呈します。</p> <p>(1) 満90歳の者（9月15日現在） 1万円</p> <p>(2) 満99歳の者（誕生日） 5万円</p> <p>(3) 満100歳の者（誕生日） 20万円</p> <p>※施設入所者は 5万円</p>

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
90歳	(人)	60	65	56	67	69	68
99歳	(人)	6	8	9	8	14	12
100歳	(人)	6	5	6	8	8	14

※令和5年度は見込み

### 3 高齢者の暮らしを支える地域の体制づくり

#### (1)生活支援サービスの展開

##### ① 軽度生活援助事業(除雪支援事業)

概要	75歳以上のひとり暮らし高齢者、80歳以上の高齢者世帯等で支援の必要な方を対象に、軽易な日常生活上の援助（除雪）を行います。シルバー人材センターに委託して実施しています。
今後の方向性	<p>広報等での制度の周知を図るとともに、サービスを必要とする方を的確に把握し、必要な方にサービスを提供できるよう努めます。</p> <p>また、シルバー人材センターが人材不足の場合は、有償ボランティアの活用や業者委託等の対策を検討します。</p>

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	(人)	39	29	27	20	20	20
利用延回数	(人)	159	71	81	60	60	60

※令和5年度は見込み

##### ② 生活支援ショートステイ

概要	同居している家族の不在時や、一人での生活に不安を感じる高齢者を対象に、短期間施設を利用し、身の回りの世話を受けるサービスです。 【桑折緑風園に委託】
今後の方向性	介護保険サービスがあることから、利用のニーズは高くありませんが、必要な方が円滑にサービスを利用できるよう支援に努めます。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	(人)	1	1	1	2	2	2
利用延回数	(人)	4	6	5	10	10	10

※令和5年度は見込み

③ 日常生活用具給付事業

概要	ひとり暮らしの高齢者を対象に、日常生活用具（自動消火器、電磁調理器、火災警報器）を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。
今後の方向性	事業の周知を図るとともに、担当民生児童委員と協力しながら対象者の把握に努め、必要な支援を行います。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	(人)	0	0	0	2	2	2

※令和5年度は見込み

④ 高齢者配食サービス事業

概要	概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者、80歳以上の高齢者世帯等の希望者に対し、配食サービスを提供します。バランスのとれた食事により、健康の保持を支援するとともに、配食時に安否確認を行います。
今後の方向性	対象者の把握に努め、安定したサービス提供を図ります。町の一般財源のほか、介護保険総合事業へ一部移行して事業を実施していきます。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	(人)	59	56	60	62	64	66
配食延回数	(回)	14,902	14,435	15,000	15,300	15,600	15,900

※令和5年度は見込み

## (2) 家族介護の支援

### ① 家族介護用品支給事業

概要	要介護4以上で紙おむつ使用の要介護認定者を在宅で介護している家族に対し、1か月5,000円以内の紙おむつを支給しています。
今後の方向性	介護する家族の負担の軽減を図るため、継続して事業を実施します。利用者の多様なニーズの把握に努め、必要に応じて内容の検討を行います。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給実人数	(人)	54	36	45	50	55	60

※令和5年度は見込み

### ② 介護慰労金支給事業

概要	要介護4以上の要介護認定者を在宅で1年以上介護し、介護保険のサービスを利用していない家族に対し、介護者慰労金（10万円）を贈呈しています。
今後の方向性	近年は、介護サービスを利用するため、該当者は少ないですが、継続して事業を実施し、在宅で介護する家族の支援に努めます。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給実人数	(人)	1	0	0	1	1	1

③ 家族介護教室

概要	高齢者を介護する家族が、介護についての知識や方法を習得し、介護者同士の情報交換やリフレッシュを図ることのできる場を提供します。
今後の方向性	介護する家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るため、介護者同士が交流できる場を提供していきます。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	(回)	0	1	1	1	1	1



# 第6章

# 安心して暮らせるまち

## 1 認知症施策の推進

認知症施策については、「認知症施策推進大綱」に基づいて推進しています。

認知症施策推進大綱では、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、5つの柱に沿って認知症施策を推進することとしています。

この5つの柱のうち、「研究開発・産業促進・国際展開」を除く、「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」の4項目について総合的に推進していきます。

### (1) 普及啓発・本人発信支援

#### ① 認知症地域支援推進員の配置

概要	地域の実情に応じて、医療機関、介護サービス事業所や支援機関をつなぐ連携支援を図るとともに、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う専門スタッフを配置しています。
今後の方向性	「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センターに配置し、認知症の人やその家族に対する支援の充実を図ります。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症支援推進員	(人)	1	1	1	2	2	2

② 認知症サポーターの養成

概要	認知症の正しい理解や、認知症の方に対する接し方を身に付ける認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の人や家族を支える地域づくりを推進します。
今後の方向性	いきいきサロン、成人学級や女性教室などにおいて講座を開催するほか、若い世代のサポーターが少ないため、小中学校への出前講座やVR認知症体験を実施します。 様々な組織団体に対して講座開催の働きかけを行うとともに、養成講座の講師を務めるキャラバンメイトの育成を図り、チームオレンジの整備を推進します。 また、認知症サポーターには、認知症徘徊声掛け訓練等への参加などを促しながら、活躍できる場づくりにも努めます。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講座実施回数	(回)	1	3	2	3	3	3
参加者数	(人)	9	49	45	100	100	100
認知症キャラバンメイト	(人)	18	18	18	19	20	21

※令和5年度は見込み

(2) 予防

① 認知症予防出前講座

概要	「通いの場」等に町の保健師が出向き認知症予防の講座を実施します。
今後の方向性	希望する地区で認知症予防に関する講座を継続して実施します。ゲーム感覚で認知機能をチェックするなど、参加者の認知機能向上につながる取り組みを行います。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
講座実施回数	(回)	18	7	14	15	16	17
参加人数	(人)	129	57	100	110	120	130

※令和5年度は見込み

### (3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

#### ① 認知症ケアパス等の普及

概要	認知症を発症から進行状況にあわせて、「いつ」「どこで」「どのような」医療・介護サービスを受ければよいか分かる、平成29年度作成(令和5年度更新)の認知症ケアパスの普及をはじめ、認知症に関する知識の普及啓発を図ります。
今後の方向性	認知症ケアパスの普及をはじめ、早期発見による治療の促進や予防のための望ましい生活習慣などについての啓発を図るとともに、65歳未満に発症する若年性認知症に対する理解の促進に努めます。

#### ② 認知症初期集中支援チーム

概要	認知症の相談から初期の支援を図るため、医師、看護師等の専門職で構成する支援チームが、本人や家族を訪問し、必要な医療や介護サービスの利用等に至るまでの支援を図ります。
今後の方向性	公立藤田総合病院へ支援チームを設置し、かかりつけ医との連携のもと、認知症の人や不安のある人に対して集中的な支援を行います。 また、支援の前の段階においては、地域包括支援センターが民生児童委員等と連携し、認知症の疑いのある方の早期発見に努めます。

#### ③ 徘徊高齢者家族支援事業

概要	徘徊高齢者を在宅で介護している家族に対して、位置情報端末機（GPS）を貸出し、介護している家族の負担軽減を図ります。
今後の方向性	継続して事業を実施し、介護する家族の負担軽減に努めます。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸出件数	(件)	1	2	2	3	3	3

※令和5年度は見込み

④ 認知症高齢者等見守り QR コード活用事業

概要	徘徊高齢者が警察等に保護された時に、早期にその者の身元が判明できるように専用QRコードを利用して、親族等に連絡する体制を整えます。
今後の方向性	令和5年9月から事業実施。継続して事業を実施し、徘徊高齢者等の身元を早期に特定し、親族・支援者等に連絡できる体制づくりに努めます。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録件数	(件)	-	-	2	10	15	20

※令和5年度は見込み

⑤ 認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業

概要	町や事業所、警察等の関係機関が連携してネットワークを構築（事前登録、情報共有シート等）し、徘徊による行方不明高齢者の早期発見につなげます。
今後の方向性	町や関係機関が連携してネットワークを構築することにより、高齢者が行方不明になった際に早期発見・早期保護ならびに生命及び身体の安全を確保する仕組みを整備し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進します。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録件数	(件)	-	11	15	20	25	30

※令和5年度は見込み

(4)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

① 地域密着型介護サービスの整備

概要	認知症高齢者が住み慣れた身近な場所で安心して暮らし続けることを可能にするサービス基盤を確保するため、認知症対応型を中心とした地域密着型サービスの整備を図ります。
今後の方向性	町の指定管理者が運営している国見町デイサービスセンターにおいて、認知症対応型通所介護のサービスを提供しているほか、認知症グループホーム（認知症対応型共同生活介護）があります。 今後もニーズを踏まえながらサービス基盤の整備を検討していきます。

② 認知症カフェ

概要	公立藤田総合病院では、「オレンジカフェ」を隔月で開催しています。町でも認知症の人やその家族が、相互に交流を図ることのできる場を設け、当事者の心理的な不安の軽減を図ります。
今後の方向性	認知症の人や家族が安らげる交流の場として、カフェを定期的で開催します。 町内の各地区集会所や店舗等の人が集う場所でのカフェ開催を促していきます。

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催箇所数	(箇所)	0	5	5	6	6	6
開催回数	(回)	0	5	5	6	6	6

## 2 権利擁護の推進

### (1) 高齢者虐待防止対策の推進

概要	<p>高齢者虐待に関する知識の普及と啓発を図るとともに、地域包括支援センター、医療機関、ケアマネジャーや介護サービス事業所などの関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見・対応を行います。さらに、高齢者を虐待などから保護するため、関係法令に基づき、適切な対応を行います。</p>
今後の方向性	<p>虐待の早期発見に向けて地域における見守り体制づくりに努めるとともに、早期発見から介入までの対応を図ります。</p> <p>また、パンフレットや広報紙、町のホームページなどを活用し、高齢者虐待や通報義務などに関する知識の普及と啓発を図ります。虐待の未然防止に向けては、関係機関との連携を図り、介護者の負担軽減を図るなど、家族の孤立防止や支援に努めます。</p>

### (2) 成年後見制度の利用促進

#### ① 成年後見制度の啓発と周知

概要	<p>成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者（後見人・保佐人・補助人）を家庭裁判所が選任し、本人を法律的に支援する制度です。支援を必要とする人の利用につながるよう制度の啓発と周知を図ります。</p>
今後の方向性	<p>ホームページや窓口等において、成年後見制度に関する情報を周知し、正しい知識の普及に努めます。</p> <p>地域での早期発見のきっかけとなるよう、介護サービス事業所等の専門職や民生委員等を対象に成年後見制度の基礎知識を学ぶ勉強会を開催します。</p>

② 成年後見制度の利用支援

概要	<p>認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用して、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備に取り組みます。</p>
今後の方向性	<p>①町長申立の実施                      成年後見制度の利用が必要で、申し立てを行う親族がいない人について、町長による後見等開始審判請求を実施します。</p> <p>②費用助成の実施                      申立人が町長である場合に、必要な人には申し立て費用や後見人等報酬費用の助成を行います。</p>

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
町長申立件数	(件)	0	0	0	1	1	1
報酬支援件数	(件)	0	0	0	1	1	1

※令和5年度は見込み

③ 地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

概要	<p>地域連携ネットワークとは、地域の社会資源をネットワーク化し、各地域において、相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。</p> <p>本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みを構築していきます。</p> <p>「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築」という3つの役割を念頭に、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素として権利擁護支援の地域連携ネットワーク体制整備に取り組みます。</p>
今後の方向性	<p>国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会等既存の組織を活用した協議会を設置し、地域において法律・福祉の専門職団体や関係機関と連携・協力し本人を中心とするチームを支える、権利擁護の地域連携ネットワークの構築を目指します。</p> <p>地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくため、地域連携ネットワークに関する団体等とのコーディネートや対応強化の推進役となる中核機関を設置します。</p> <p>権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能（広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能）を段階的・計画的に整備します。</p>

④ 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の実施

概要	<p>高齢者や障がいによって判断能力が十分でない人に対し、福祉サービス利用に関する援助、金融機関からの現金の引き出し等の財産管理サービス、重要な書類の預かり等の財産保全サービスを行います。</p>
今後の方向性	<p>国見町社会福祉協議会で実施しています。</p> <p>ひとり暮らしや高齢者世帯の増加によりニーズが見込まれるため、制度の周知を図るとともに、相談があった場合に対応できるような体制整備に努めます。</p>

【国見町社会福祉協議会】

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	(件)	3	3	3	5	5	5

※令和5年度は見込み



### 3 防災対策・災害・感染症対策等の充実

#### (1) 防災対策の充実

##### ① 地域の防火・防災対策の推進

概要	<p>近年頻発する自然災害や地震などにより、高齢者の災害や地震に対する不安や災害時支援に対する関心はひととき高まっています。</p> <p>災害時や緊急の際に、支援を要するひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の把握に努めるとともに、連絡体制や避難誘導體制、災害時対応体制等の整備を図ります。</p>
今後の方向性	<p>地域防災計画に基づき、高齢者の防火・防災の意識高揚を図り地域住民、消防団及び自主防災会等との連携並びに情報の共有化を図り、災害発生時の安否確認及び避難誘導等、迅速・的確に対応するための体制づくりに努めます。</p>

##### ② 災害時支援体制の整備

概要	<p>「災害時避難行動要支援者支援プラン」の作成に向け、対象者となる避難行動要支援者を抽出し、登録台帳を整備するなど、高齢者をはじめ、災害時に支援が必要な方への連絡体制や避難支援体制づくりを推進します。</p> <p>要配慮者名簿を作成し、迅速な支援のため、個人情報の提供の有無について確認しています。</p>
今後の方向性	<p>地震などの自然災害時において、ひとり暮らし高齢者や障がいのある方などの、自力で避難することが困難な方に、安否確認等の支援活動を迅速かつ的確に行えるように、災害時避難行動要支援者プランを作成し、毎年更新します。</p> <p>地域防災を担う町内会長、民生児童委員、社会福祉協議会などの関係機関が連携し、避難支援体制の整備や確実な安否確認、円滑な避難誘導等ができる地域体制の構築を目指します。</p>

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個人情報共有件数	(件)	388	411	410	415	420	425
個別計画作成件数	(件)	225	234	194	200	210	220

※令和5年度は見込み

(2)災害・感染症対策の充実

概要	<p>近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等との協働のもとで、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施、災害や感染症等発生時に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備、関係団体と連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築などを推進します。</p>
今後の方向性	<p>自然災害が頻発化・激甚化する中で、「新しい生活様式」を踏まえて平時から感染予防を意識した災害への備えを行うこと（自助）や、避難所以外の避難先（安全な親類・知人宅など）を検討しておくこと（共助）などの普及啓発を行うとともに、避難所の感染予防対策を講じ（公助）、災害時における感染症対策の周知・啓発を推進します。</p> <p>災害や感染症が発生し、町単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害・感染症拡大の抑止に務めます。なお、町は事前に県内外市町村等と相互応援協定を締結し、災害・感染症発生時時の応援協力体制を構築します。</p>

## 4 介護サービスの充実

介護が必要な状態となった高齢者への支援の充実を図るため、必要とする人がニーズにあったサービスを利用できるよう、近隣市町との連携を図りながらサービスを円滑に提供する体制の整備とサービスの質の向上を図ります。

### (1) 国見町の介護サービス基盤

#### ■町内の介護サービス事業所

サービス区分	事業所数	施設・移住系サービスの定員
居宅介護支援（介護予防支援）	4 事業所	
居宅サービス（介護予防サービス）	7 事業所	
訪問介護	2 事業所	
訪問看護	2 事業所	
訪問リハビリテーション	1 事業所	
通所介護	2 事業所	
地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス） ※原則、本町住民だけが利用可	4 事業所	47
認知症対応型通所介護	1 事業所	-
グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	1 事業所	18
小規模特別養護老人ホーム （地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）	1 事業所	29
地域密着型通所介護	1 事業所	-
施設サービス	1 事業所	90
特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）	1 事業所	90
計	16 事業所	137

※令和5年10月末現在

サービス区分	事業所数	定員
施設・居住系サービスの事業所数と定員（再掲）	3 事業所	137

## (2)第9期における介護サービス基盤の整備

高齢化の進行に伴う要介護認定者の増加により、介護サービスの必要量が不足しないよう利用ニーズの把握に努め、事業者の参入を促しつつ必要なサービス量の確保に努めます。

### ① 居宅サービス／介護予防サービス

今後の方針	居宅サービスは、高齢者の住み慣れた自宅や地域での生活を支えるために最も利用の多いサービスとなっています。 民間事業所等の参入促進など、引き続き介護・介護予防サービスの基盤の強化に努めます。
-------	---

### ② 地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

今後の方針	地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた環境の中で安心して生活を継続できるよう、身近な地域でサービスを提供するもので、原則、国見町住民のみが利用できます。 第9期においては、新規の整備は計画していませんが、未実施のサービスについてはニーズの把握に努め、事業者の参入促進を検討していきます。 また、町の指定管理サービスの見直しを検討します。
-------	---

### ③ 施設サービス

今後の方針	高齢化に伴い増加する、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者への対応や、家族介護者の負担軽減及び介護離職の防止などに向け、施設サービスへのニーズは高くなると予想されることから、施設の利用状況の把握に努めながら、必要なサービス量の確保に努めます。
-------	---

### (3)サービスの質の向上と利用者支援の充実

介護サービスについて、より地域に根ざした提供や質の向上を促進するとともに、サービスを必要とする方の適切な利用につながるよう、利用者の支援に努めます。

#### ① 情報提供・相談体制の強化

概要	<p>町の広報やホームページをはじめ、社会福祉協議会などの関係機関・団体等と連携しながら多様な機会を捉え、介護保険制度の周知を図ります。</p> <p>相談や苦情については、県介護保険審査会や県国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、町や地域包括支援センターを中心に適切な対応を図ります。</p>
----	---

#### ② サービスの質の向上に向けた取組

概要	<p>県との連携のもと、適切なサービス選択のための事業者の情報開示を促すとともに、第三者評価の活用やサービス従事者の資質向上の取組を支援します。</p> <p>地域包括支援センターを中心に、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上のための取組や連携支援等を行い、介護支援専門員の育成・指導に努めます。</p>
----	---

#### ③ 低所得者に対する支援

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉法人等による利用者負担軽減事業           <p>低所得者で生計が困難な介護保険サービス利用者の利用者負担額を軽減する社会福祉法人等に対し、その軽減額を助成します。</p> </li> <li>●介護保険料の徴収猶予及び減免           <p>災害により住宅・家財が著しく損害を受けた場合、世帯の生計を主として維持する者が死亡等により収入が著しく減少した場合、その他特別な事情がある場合において、介護保険料を徴収猶予及び減免します。</p> </li> </ul>
----	--

# 第7章

# 介護保険事業の適切な運営

介護が必要な状態となった高齢者への支援の充実を図るため、必要とする人が必要とするサービスを実際に受けられるよう、近隣市町村との連携を図りながらサービスを円滑に提供する体制を整え、サービス供給量の確保に努めます。

より地域に根ざしたサービスの提供やサービスの質の向上を促進するとともに、制度やサービスの周知、低所得者への配慮などの介護サービスの充実に努めます。

### 【介護保険サービス全体像】

要 支 援 1 ・ 2	介 護 予 防 サ ー ビ ス ( 予 防 給 付 )	<p>1 介護予防サービス</p> <p>①介護予防訪問入浴介護 ②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション ④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防通所リハビリテーション(デイケア) ⑥介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) ⑦介護予防短期入所療養介護【老健】(ショートステイ) ⑧介護予防短期入所療養介護【病院】(ショートステイ) ⑨介護予防福祉用具貸与 ⑩特定介護予防福祉用具購入費</p>	<p>⑪介護予防住宅改修 ⑫介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>2 地域密着型介護予防サービス</p> <p>①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>3 介護予防支援</p>
要 介 護 1 〜 5	介 護 サ ー ビ ス ( 介 護 給 付 )	<p>1 居宅サービス</p> <p>①訪問介護(ホームヘルプサービス) ②訪問入浴介護 ③訪問看護 ④訪問リハビリテーション ⑤居宅療養管理指導 ⑥通所介護(デイサービス) ⑦通所リハビリテーション(デイケア) ⑧短期入所生活介護(ショートステイ) ⑨短期入所療養介護【老健】(ショートステイ) ⑩短期入所療養介護【病院】(ショートステイ) ⑪福祉用具貸与 ⑫特定福祉用具購入費 ⑬住宅改修 ⑭特定施設入居者生活介護</p>	<p>2 地域密着型サービス</p> <p>①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③認知症対応型通所介護 ④小規模多機能型居宅介護 ⑤認知症対応型共同生活介護 ⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑧看護小規模多機能型居宅介護 ⑨地域密着型通所介護</p> <p>3 居宅介護支援</p> <p>4 施設サービス</p> <p>①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設 ③介護医療院</p>

# 1 介護サービスの見込量と提供体制

## (1) 居宅サービス／介護予防サービス

在宅における自立した生活ができるよう支援するのが居宅介護サービスです。

要介護1から5の認定者の方々を対象とした居宅サービス、要支援1・2の方を対象とした介護予防サービスという区分になっています。

### ① 訪問介護(ホームヘルプサービス)

訪問介護員等が要介護(要支援)認定者のいる家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護(「身体介護」)、調理・買い物・掃除・その他の日常生活の世話(「生活援助」)を行うサービスです。

#### ■ 訪問介護の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用回数(回数/月)	2,188	1,924	2,576	2,878	2,892	2,820
	利用者数(人/月)	163	161	181	189	190	187

※令和5年度は見込み

### ② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

家庭において入浴が困難な方を対象に、巡回入浴車等で要介護(要支援)認定者のいる家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

#### ■ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用回数(回数/月)	137	123	114	123	123	119
	利用者数(人/月)	36	31	24	31	31	30
予防給付 要支援1・2	利用回数(回数/月)	4	0	0	0	0	0
	利用者数(人/月)	1	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。予防給付は、利用ニーズが見込めないため計画値を0としています。

③訪問看護・介護予防訪問看護

看護師や保健師等が要介護（要支援）認定者のいる家庭を訪問し、かかりつけ医の指示に基づいて、療養生活上の支援や必要な診療補助となる看護を行うサービスです。

■訪問看護・介護予防訪問看護の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用回数(回数/月)	315	296	340	354	347	335
	利用者数(人/月)	65	62	56	58	57	55
予防給付 要支援1・2	利用回数(回数/月)	36	27	32	55	55	52
	利用者数(人/月)	10	8	7	12	12	11

※令和5年度は見込み

④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

日常生活の自立支援を目的に理学療法士、作業療法士、看護師等の機能回復訓練（リハビリ）の専門家が要介護（要支援）認定者の家庭を訪問し、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用回数(回数/月)	73	69	118	132	132	132
	利用者数(人/月)	14	13	18	22	22	22
予防給付 要支援1・2	利用回数(回数/月)	2	7	12	8	8	8
	利用者数(人/月)	1	2	2	1	1	1

※令和5年度は見込み



## ⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

病院や診療所、薬局等の医師、歯科医師、薬剤師、栄養管理士等が要介護（要支援）認定者の家庭を訪問し、定期的に療養上の管理及び指導を行うサービスです。

## ■ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	42	44	33	36	36	35
予防給付 要支援1・2		1	2	1	2	2	2

※令和5年度は見込み

## ⑥ 通所介護(デイサービス)

自家用車や送迎バスでデイサービスセンター等において、食事、入浴等の介護サービス、介護・生活等に関する相談・助言・健康状態の確認や機能訓練を日帰りで行うサービスです。

## ■ 通所介護の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用回数(回数/月)	1,078	821	770	978	969	963
	利用者数(人/月)	135	113	103	124	123	122

※令和5年度は見込み

⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

日常生活の自立支援等を目的に、介護老人保健施設や病院・診療所等において、心身機能の維持・回復に必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用回数(回数/月)	139	196	214	177	177	177
	利用者数(人/月)	21	28	29	26	26	26
予防給付 要支援1・2	利用者数(人/月)	9	6	8	9	9	9

※令和5年度は見込み

⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設等において、短期の入所を受け入れ、入浴・排せつ・食事等の介護サービスやその他の日常生活の世話の支援、機能訓練等のサービスを行います。

サービスの対象者は、寝たきりの高齢者や認知症高齢者を介護している家族の疾病や家族の身体的・精神的な負担の軽減等のため、一時的に介護を受けられない方です。

■短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用回数(日数/月)	512	497	596	485	485	461
	利用者数(人/月)	61	52	51	52	52	50
予防給付 要支援1・2	利用回数(日数/月)	7	12	17	6	6	6
	利用者数(人/月)	2	2	4	1	1	1

※令和5年度は見込み

## ⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(老健)(ショートステイ)

介護老人保健施設において、短期の入所を受け入れ、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の支援等を行うサービスです。

## ■短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(老健)の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用回数(日数/月)	156	143	144	153	153	141
	利用者数(人/月)	14	14	13	14	14	13
予防給付 要支援1・2	利用回数(日数/月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。予防給付は、利用ニーズが見込めないため計画値を0としています。

## ⑩短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(病院等)(ショートステイ)

病院等において、短期の入所を受け入れ、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他の必要な医療や日常生活上の支援等を行うサービスです。

## ■短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護(病院等)の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用回数(日数/月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
予防給付 要支援1・2	利用回数(日数/月)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。管内に当該施設がないため計画値を0としています。

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ等などについて、要介護（要支援）認定者に対して貸出を行っています。

■福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	238	241	223	223	223	219
予防給付 要支援1・2		54	51	46	62	61	61

※令和5年度は見込み

⑫特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

腰掛便座、入浴補助用具など5種類について、購入費の支給を行っています。利用者が一旦全額を負担した後に支給する償還払いと、利用者がはじめから自己負担額を負担し、残りを事業所に支払う受領委任払いを行っています。

■特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	4	4	4	4	4	4
予防給付 要支援1・2		1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

## ⑬住宅改修・介護予防住宅改修

自宅の廊下やトイレ等に手すりの取り付けや、段差を解消した場合等の住宅改修にかかった費用を支給しています。利用者が一旦全額を負担した後に支給する償還払いと、利用者がはじめから自己負担額を負担し、残りを事業所に支払う受領委任払いを行っています。

## ■住宅改修・介護予防住宅改修の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	2	3	3	2	2	2
予防給付 要支援1・2		1	1	1	1	1	1

※令和5年度は見込み

## ⑭特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)に入居の要介護(要支援)認定者が、ケアプランに基づく入浴、排せつ、食事など日常生活の介護や機能訓練を行い、能力に応じた生活が可能となるよう支援するサービスです。なお、入居定員が29人以下である場合は、地域密着型施設に分類されます。

## ■特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	13	16	11	11	11	11
予防給付 要支援1・2		1	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。予防給付は、利用ニーズが見込めないため計画値を0としています。

## (2)地域密着型サービス／地域密着型介護予防サービス

地域密着型サービスは、要介護（要支援）認定者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、身近な地域におけるサービスの利用と提供を考えたサービスです。原則として、事業者の指定・指導権限は保険者である市町村にあり、その市町村（保険者）の被保険者のみがサービスを利用できます。

また、設定した日常生活圏域ごとにサービス量を見込むこととなりますが、国見町では町全体を1つの日常生活圏域と設定しています。

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うものです。

#### ■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	1	1	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。町内に当該施設がないため計画値を0としています。

### ②夜間対応型訪問介護

夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行う訪問介護と、緊急時に利用者が通報するとヘルパーが急行する24時間体制の訪問介護です。

#### ■夜間対応型訪問介護の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。町内に当該施設がないため計画値を0としています。

## ③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

入浴・食事等のサービスだけでなく、日常生活を通じた機能訓練等が含まれているサービスで、認知症を有する要介護（要支援）認定者が対象となります。

## ■認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用回数(回数/月)	195	166	187	177	177	177
	利用者数(人/月)	27	22	21	24	24	24

※令和5年度は見込み

## ④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心としますが、利用者の希望により「泊まり」や「訪問」も行うサービスです。

## ■小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	0	1	0	0	0	0
予防給付 要支援1・2		0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。町内に当該施設がないため計画値を0としています。

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

比較的安定した状態にある認知症の要介護（要支援）認定者を共同で生活できる場（住居施設）において受け入れ、入浴・排せつ・食事等の介護やその他の日常生活上の支援、機能訓練等のサービスを行います。

■認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	18	18	17	17	17	17
予防給付 要支援1・2		0	1	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。予防給付は、利用ニーズが見込めないため計画値を0としています。

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

指定を受けた入居定員が29人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

■地域密着型特定施設入居者生活介護の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。町内に当該施設がないため計画値を0としています。



## ⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)

定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。

## ■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	28	28	28	28	28	28

※令和5年度は見込み

## ⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の複数のサービスを組みあわせ、看護と介護サービスの一体的な提供により、医療ニーズの高い要介護者への支援を行うサービスです。

## ■看護小規模多機能型居宅介護の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	1	3	3	3	3	3

※令和5年度は見込み

⑨地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下の小規模な通所介護事業所は、地域密着型サービスに位置づけられています。サービス内容は通所介護と同様で、自家用車や送迎バスでデイサービスセンター等において、食事、入浴等の介護サービス、介護・生活等に関する相談・助言・健康状態の確認や機能訓練を日帰りで行うサービスです。

■地域密着型通所介護の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用回数(回数/月)	426	416	348	434	434	434
	利用者数(人/月)	59	60	55	59	59	59

※令和5年度は見込み

## (3)居宅介護支援／介護予防支援

## ①居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）は要介護（要支援）認定者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて認定者の選択に基づき、適切な居宅介護サービスを多様な事業者から総合的かつ効率的に受けられるよう、居宅サービスの種類や回数などに関する介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、提供するサービスを確保するために事業者などとの連携・調整を行うサービスです。

## ■居宅介護支援・介護予防支援の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	343	336	320	319	319	314
予防給付 要支援1・2		65	59	59	74	74	73

※令和5年度は見込み

## 2 施設サービスの見込量と提供体制

介護保険の施設サービスは、在宅での生活が困難な要介護認定者に、施設においても生活支援を行うものです。

### (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

自宅で介護サービスを受けながら生活を続けることが困難な要介護認定者等を対象として、介護サービス（施設サービスの基準により行われる入浴、食事の支援等）を提供します。

#### ■介護老人福祉施設の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	97	107	109	110	115	118

※令和5年度は見込み

### (2) 介護老人保健施設

介護保健施設とは、症状が安定した要介護認定者等に対して、看護・医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う施設です。

#### ■介護老人保健施設の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	32	36	46	49	49	49

※令和5年度は見込み

## (3)介護医療院

長期的な医療と介護の両方を必要とする要介護認定者に対し、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を提供できる施設です。

## ■介護療養型医療施設の利用実績及び計画

		第8期実績値			第9期計画値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護給付 要介護1～5	利用者数(人/月)	4	3	0	0	0	0

※令和5年度は見込み。町内に当該施設がないため計画値を0としています。

## 3 制度のよりよい運用

### (1) 要介護認定の適正化

認定調査については、調査員に調査方法の解説を配布し、併せて調査基準の解釈と特記事項の書き方の平準化のため、調査方法と事例検討の研修等を実施し、調査基準や判断に個人差が生じないように努め、認定調査の適正化を図ります。

また、要介護認定を行う認定審査会において、適切かつ公平な認定が行われるよう、事務局となる行政職員や新たに審査会委員となる委員の研修会への参加により、認定審査会の適正化を図ります。

### (2) 介護給付の適正化

介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度を維持するためには、高齢者の自立支援と尊厳の保持を図りながらも、限られた財源と資源をより重点的・効率的に活用していくことが求められます。そこで国見町では、第8期計画の給付適正化主要5事業を再編し、「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の3事業を中心に、介護給付の適正化に取り組めます。

### (3) 事業者間の連携・調整

地域包括ケアシステムの深化・推進のためには、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいなどの連携が不可欠です。また、地域の生活支援体制整備では、第1層協議体（町全体）、第2層協議体（地区ごと）など地域が主体となった「話しあいの場」の活性化が必要となります。医療・介護・介護予防・生活支援・住まいなどを推進する組織・体制の充実を図り、高齢者施策を総合的・計画的に進めるために、関連各部署及び関係機関・事業者間の連携強化を図ります。

### (4) 近隣市町村との連携

町は介護保険事業の運営主体であり、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体として、保健医療サービスや福祉サービスの水準の向上を図る責務があります。

地域の資源を有効に活用するためにも、地域の実情に応じて近隣の市町村と連携して在宅医療・介護連携や介護予防の推進、認知症施策や介護予防・生活支援サービスの充実など、地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。

## ■今後の計画

	実施方法	第9期計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①要介護認定の適正化	町職員又は嘱託職員の直営により実施する。	600 件	600 件	600 件
②ケアプランの点検				
ア) ケアプランの点検	ケアプランの点検を定期的に実施する。	10 件	10 件	10 件
イ) 住宅改修等の点検	住宅改修施工後に訪問調査を実施する。	40 件	40 件	40 件
ウ) 福祉用具購入・貸与調査	訪問調査等により、福祉用具の必要性や利用状況等を点検する。	10 件	10 件	10 件
③医療情報との突合・縦覧点検	医療情報との突合と縦覧点検を実施する。(国保連合会に委託)	400 件	400 件	400 件

## 第8章

## 介護保険事業費と保険料

## 1 第9期計画期間における介護保険事業費の見込み

## (1) 総給付費見込額

各サービスの見込みに基づいて給付費を算出した結果、第9期計画期間各年度の国見町におけるサービス給付費は次のようになりました。

## ■介護予防サービス給付費

(単位:千円)

	第9期計画			中長期	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス					
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	3,041	3,045	2,812	3,319	2,812
③介護予防訪問リハビリテーション	264	264	264	529	264
④介護予防居宅療養管理指導	218	219	219	219	219
⑤介護予防通所リハビリテーション	4,089	4,094	4,094	4,094	3,587
⑥介護予防短期入所生活介護	560	560	560	1,121	560
⑦介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
⑧介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
⑨介護予防福祉用具貸与	3,510	3,447	3,447	3,621	3,162
⑩特定介護予防福祉用具購入費	372	372	372	372	372
⑪介護予防住宅改修	780	780	780	780	0
⑫介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0

※各サービスの給付費の見込みは、千円未満の数値を有効として計算しているため、表示されている合計と合わない箇所があります。以下の表も同じ。



(単位:千円)

	第9期計画			中長期	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(2) 地域密着型介護予防サービス					
①介護予防 認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
②介護予防 小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
③介護予防 認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	4,048	4,053	3,998	4,217	3,724
介護予防サービス給付費 小計 I	16,882	16,834	16,546	18,272	14,700

## ■介護サービス給付費

(単位:千円)

	第9期計画			中長期	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
(1) 居宅介護サービス					
①訪問介護	96,867	97,361	95,028	98,198	91,426
②訪問入浴介護	18,061	18,084	17,532	18,084	17,509
③訪問看護	25,788	25,408	24,615	25,408	24,078
④訪問リハビリテーション	4,301	4,307	4,307	4,307	4,307
⑤居宅療養管理指導	2,744	2,747	2,659	2,747	2,659
⑥通所介護	105,462	104,235	103,879	105,353	99,208
⑦通所リハビリテーション	19,731	19,756	19,756	19,756	18,243
⑧短期入所生活介護	53,560	53,628	50,797	53,628	50,286
⑨短期入所療養介護(老健)	21,764	21,791	20,005	21,791	20,449
⑩短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
⑪福祉用具貸与	38,981	38,894	38,069	38,970	36,997
⑫福祉用具購入費	1,394	1,394	1,394	1,394	1,394
⑬住宅改修	2,088	2,088	2,088	2,088	2,088
⑭特定施設入居者生活介護	25,350	25,382	25,382	25,382	25,382

	第 9 期計画			中長期	
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
(2) 地域密着型サービス					
①定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	42,555	42,609	42,609	43,200	39,899
④認知症対応型通所介護	24,505	24,536	24,536	24,536	22,534
⑤小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
⑥認知症対応型 共同生活介護	54,880	54,950	54,950	54,950	48,545
⑦地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
⑧地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	92,765	92,882	92,882	92,882	86,041
⑨看護小規模多機能型 居宅介護	8,703	8,714	8,714	8,714	8,714
(3) 施設サービス					
①介護老人福祉施設	367,571	368,037	368,037	364,357	333,162
②介護老人保健施設	177,003	177,227	177,227	177,227	162,547
③介護医療院	0	0	0	0	0
(4) 居宅介護支援	56,229	56,308	55,419	56,828	53,070
介護サービス給付費 小計 II	1,240,302	1,240,338	1,229,885	1,239,800	1,148,538
<b>総給付費 合計 III (I+II)</b>	<b>1,257,184</b>	<b>1,257,172</b>	<b>1,246,431</b>	<b>1,258,072</b>	<b>1,163,238</b>

## (2)標準給付費見込額

標準給付費見込額は、下記のとおりです。

## ■標準給付費

(単位:千円)

	第9期計画			中長期	
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
総給付費	1,257,184	1,257,172	1,246,431	1,258,072	1,163,238
特定入所者介護サービス費等 給付額（財政影響額調整後）	53,710	53,854	53,098	53,559	49,015
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	29,526	29,609	29,193	29,401	26,907
高額医療合算介護サービス費 等給付額	2,940	2,944	2,902	2,973	2,720
算定対象審査支払手数料	1,232	1,234	1,217	1,209	1,106
標準給付費見込額	1,344,593	1,344,813	1,332,841	1,345,213	1,242,986

## (3)地域支援事業費見込額

地域支援事業費見込額は、下記のとおりです。

## ■地域支援事業費

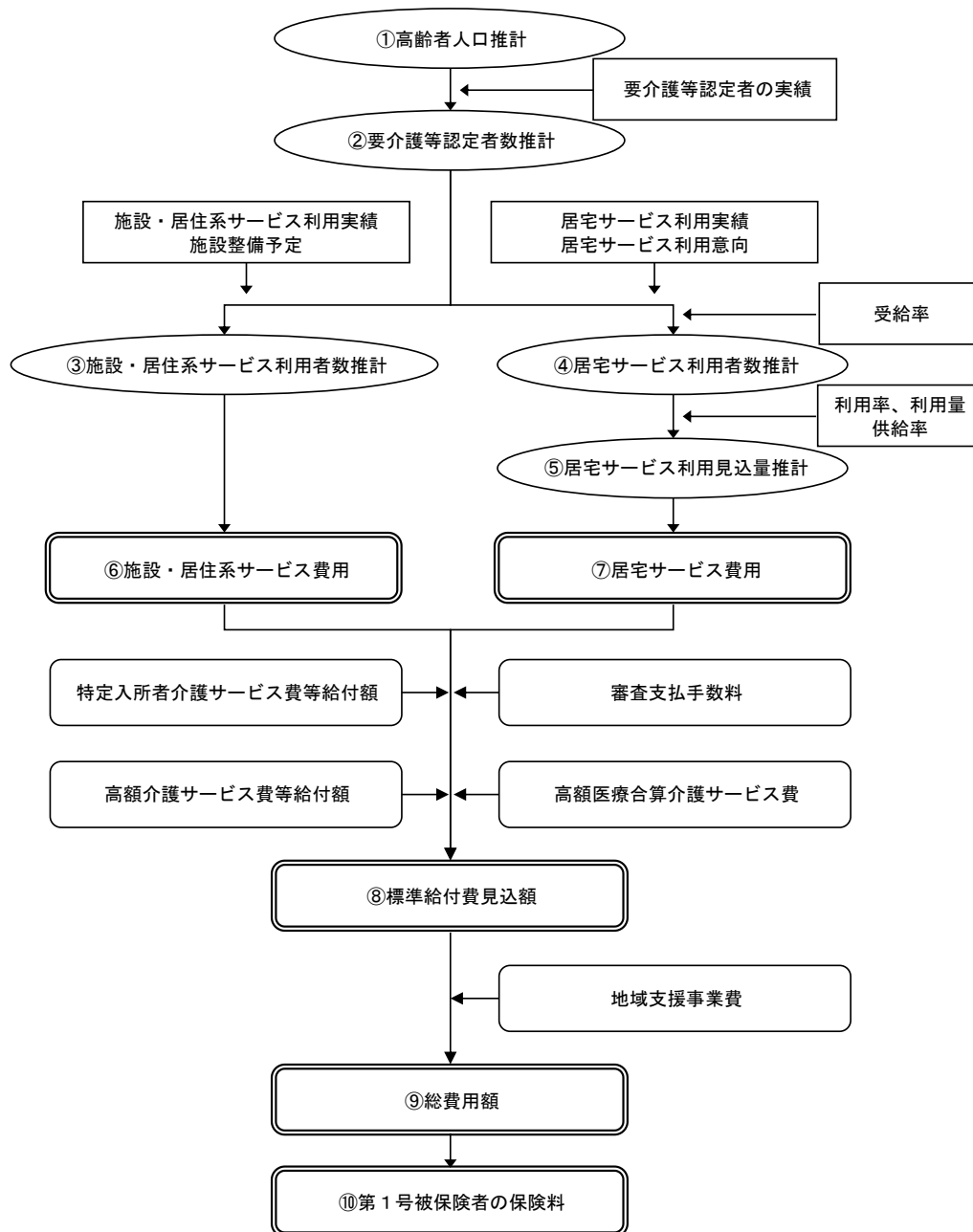
(単位:千円)

	第9期計画			中長期	
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
介護予防・日常生活支援事業	26,212	25,832	25,558	28,126	23,634
包括的支援事業（地域包括支援セン ターの運営）及び任意事業	32,181	32,181	32,181	28,629	21,951
包括的支援事業 （社会保障充実分）	5,359	5,359	5,359	5,359	5,359
地域支援事業費	63,752	63,372	63,098	62,114	50,944

## 2 介護保険料の算定

### (1) 介護保険料算出の流れ

第 1 号被保険者の介護保険料算出までの流れは、おおむね以下ようになります。



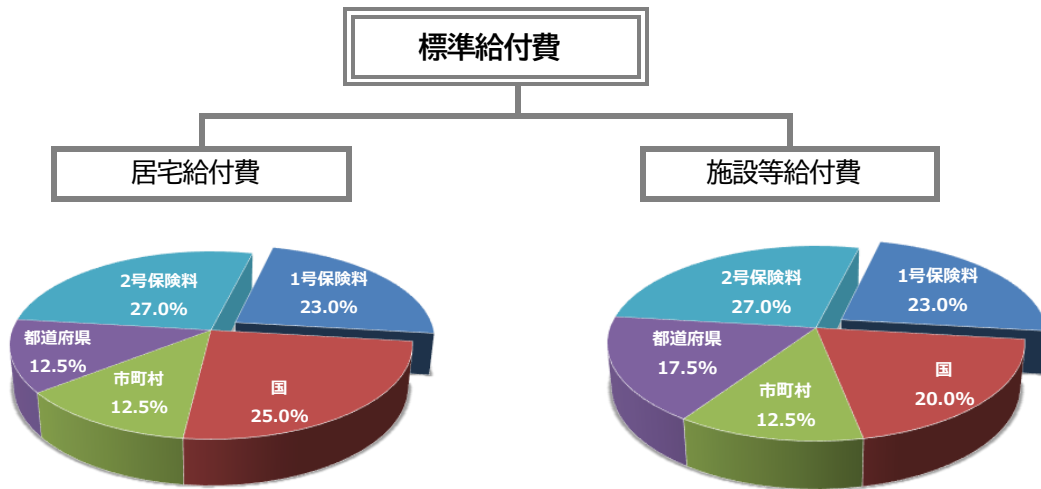
## (2)第1号被保険者の負担割合

事業費用の大部分を占める介護サービス総給付費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費でまかない、残りの半分を被保険者から徴収する保険料を財源としています。保険料については、第1号被保険者と第2号被保険者の平均的な1人あたりの負担がほぼ同じ水準になるよう負担割合が定められており、それぞれの総人数比で按分するという考え方が基本となっています。

第1号被保険者の負担は、介護給付費の23%が標準的な負担となります。また、第2号被保険者は27%で、介護保険費用の半分が被保険者の負担となります。なお、国、都道府県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費で若干異なっています。

なお、国負担部分である居宅給付費の25%、同じく国負担部分の施設等給付費の20%について、それぞれ5%に当たる額は、市町村間の財政力格差を調整するための調整交付金として交付されます。つまり、調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の後期高齢者の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて5%を上下します。その結果、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

### ■標準給付費の負担割合

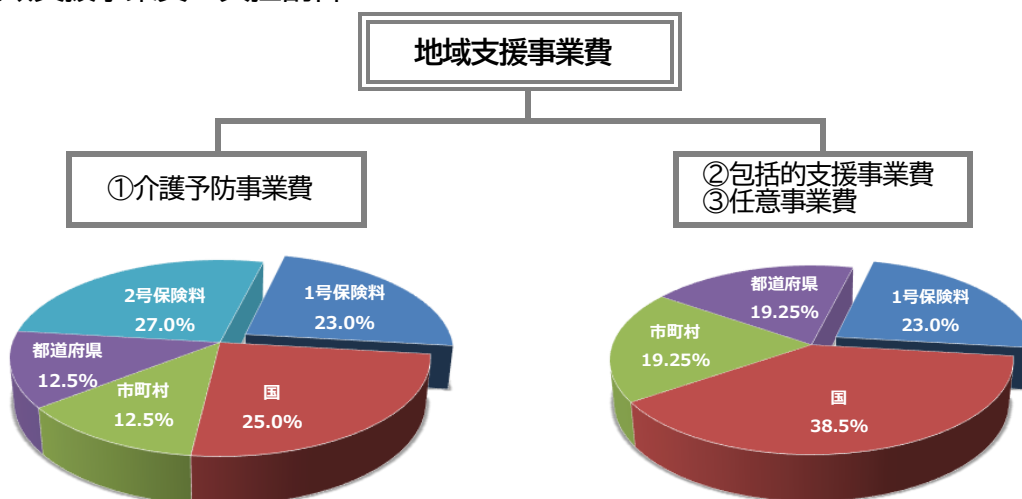


※施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設に係る給付費。

※居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

また、地域支援事業については、実施する事業によって費用の負担割合が異なります。地域支援事業のうち、介護予防事業の費用については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業、任意事業の費用については第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

■地域支援事業費の負担割合



## (3)国見町の第9期保険料

第9期計画期間である令和6年度から令和8年度までについて、国見町におけるサービス給付費と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料をあわせた標準給付費見込額、さらに、地域支援事業費、調整交付金見込額等を加えて保険料収納必要額を積算し、さらに被保険者数から保険料基準月額を算出しています。

その結果、保険料基準額は7,690円と算定されましたが、第1号被保険者が納めた保険料の剰余分である介護給付費準備基金1億3,000万円を取り崩し、第1号被保険者負担分の減額を図った結果、最終的な保険料基準月額は、6,657円となりました。

なお、算出にあたり、被保険者の所得等に応じた保険料段階は、第8期計画では10段階でしたが、標準段階が9段階より13段階変更されたことを受け、第9期計画では13段階に設定しています。

## ■保険料基準月額の算定

(単位:円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付見込額 (A)	1,344,592,594	1,344,812,788	1,332,840,852	4,022,246,234
地域支援事業費 (B)	63,752,355	63,371,562	63,098,353	190,222,270
介護予防・日常生活支援総合事業 (C)	26,212,362	25,831,569	25,558,360	77,602,291
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費 (D)	32,180,838	32,180,838	32,180,838	96,542,514
包括的支援事業 (社会保障充実分)	5,359,155	5,359,155	5,359,155	16,077,465
第1号被保険者負担分相当額 (E) 【(A+B)×第1号被保険者負担割合 23%】	323,919,338	323,882,401	321,066,017	968,867,756
調整交付金相当額 (F) 【(A+C)×5%】	68,540,248	68,532,218	67,919,961	204,992,426
調整交付金見込額 (G)	66,347,000	65,243,000	64,796,000	196,386,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (H)				9,000,000
保険料収納必要額 (I) 【E+F-G-H】	326,112,586	327,171,618	324,189,979	968,474,182
予定保険料収納率 (J)	99.76%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (K)	3,562	3,518	3,440	10,521
保険料基準額 (年間) (L) 【I÷J÷K】				92,276
保険料基準月額 (M) 【L÷12】				7,690
介護給付費準備基金取崩額 (N)				130,000,000
保険料収納必要額 (O) 【I-N】				838,474,182
保険料基準額 (年額) (P) 【O÷J÷K】				79,890
保険料基準額 (月額) (Q) 【P÷12】				<b>6,657</b>

令和 6 年度から令和 8 年度における、国見町の各保険料段階の保険料額等については次のとおりとなります。

所得段階	対象者	保険料率	保険料額 (円)	
			月額	年額
第 1 段階	① 生活保護受給者	基準額 × 0.285	1,897	22,760
	② 老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市町村民税非課税の者 ③ 世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が 80 万円以下の者	(基準額 × 0.455)	(3,028)	(36,340)
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が <u>80 万円を超え 120 万円以下の者</u>	基準額 × 0.435 (基準額 × 0.685)	2,895 (4,560)	34,740 (54,720)
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が <u>120 万円を超える者</u>	基準額 × 0.635 (基準額 × 0.69)	4,227 (4,593)	50,720 (55,120)
第 4 段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が <u>80 万円以下の者</u>	基準額 × 0.85 (基準額 × 0.9)	5,658 (5,991)	67,900 (71,890)
第 5 段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が <u>80 万円を超える者</u>	基準額 × 1.0	6,657	79,880
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>120 万円未満の者</u>	基準額 × 1.2	7,988	95,860
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>120 万円以上 210 万円未満の者</u>	基準額 × 1.3	8,654	103,850
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>210 万円以上 320 万円未満の者</u>	基準額 × 1.5	9,985	119,820
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>320 万円以上 420 万円未満の者</u>	基準額 × 1.7	11,316	135,790
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>420 万円以上 520 万円未満の者</u>	基準額 × 1.9	12,648	151,780
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>520 万円以上 620 万円未満の者</u>	基準額 × 2.1	13,979	167,750
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>620 万円以上 720 万円未満の者</u>	基準額 × 2.3	15,311	183,730
第 13 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が <u>720 万円以上の者</u>	基準額 × 2.4	15,976	191,710

※合計所得金額…地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額から租税特別措置法で規定されている長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額(当該所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。)

※第 1 段階から第 3 段階については、介護保険法施行令により、それぞれに軽減割合が適用されます。

(第 1 段階 0.17、第 2 段階 0.2、第 3 段階 0.005)

※第 2 段階から第 4 段階については、低所得の負担軽減のため、町独自で国基準より 5%引き下げています。

(第 2 段階 0.05、第 3 段階 0.05、第 4 段階 0.05)



# 第9章

# 計画の推進に向けて

## 1 計画の周知・連携による推進

### (1) 計画の周知

令和6年度からの計画の推進にあたり、住民に計画の内容を理解していただくことが重要であることから、広報紙やホームページへの掲載などを通じて本計画の内容を周知します。

さらに、町の介護保険事業や地域支援事業、福祉事業の具体的なサービス内容についても、利用者、提供者の双方に的確な情報提供を図ります。

### (2) 連携による施策等の推進

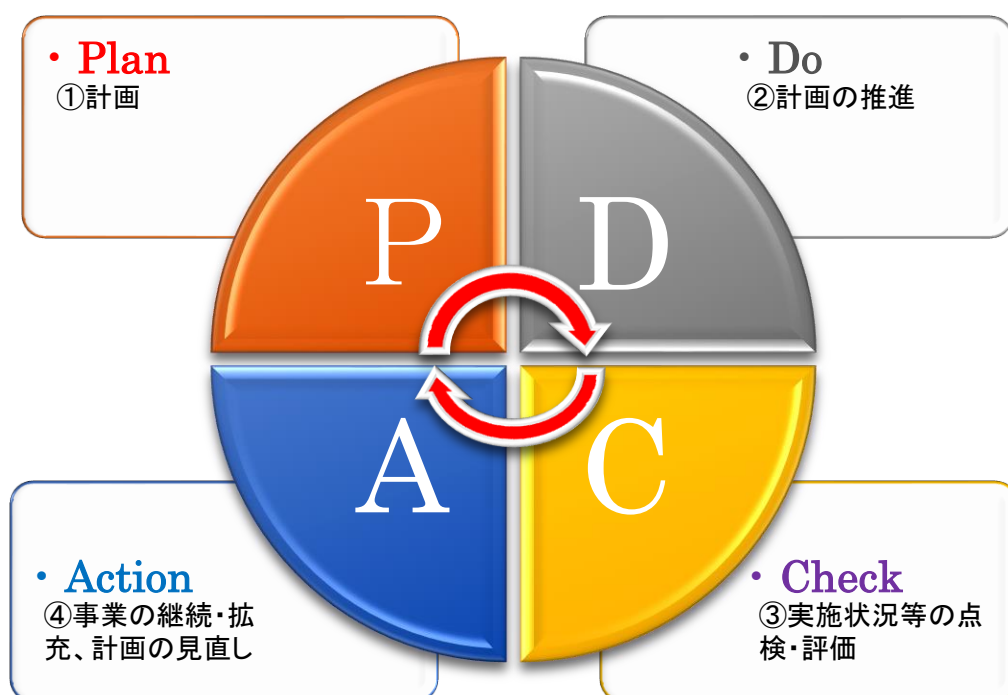
国見町では、庁内関係各課、保健医療・福祉・介護の関係者等との連携を図るとともに、全ての住民を巻き込み、理解や協力を得ながら、地域包括ケアシステムの実現に向けた事業・施策の総合的な推進を図ります。

## 2 計画の進行管理

### (1)進捗状況の点検・改善

計画期間中、福祉課が中心となり、庁内各課の連絡調整を図りながら事業・施策の着実な実施に努めるとともに、進捗状況の報告を行ってご意見等を聴取し、頂いたご意見等を事業に反映させるため、計画（Plan）、実施・実行（Do）、点検・評価（Check）、処置・改善（Act）のサイクルにより、計画の進行管理を行います。

#### ■PDCAサイクルの概念図



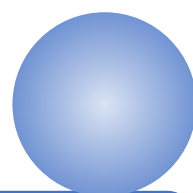
### (2)計画の評価・見直し

具体的な事業を計画する期間は令和6年度から令和8年度までの3か年ですが、中長期的な目標を設定して推進する計画という性格も有しています。

したがって、本計画の最終年度となる令和8年度には、中長期的な目的も踏まえて見直しを図り、新たな3か年計画（令和9年度から令和11年度）を策定します。



# 資料







## 資料

### 1 国見町介護保険運営協議会規則

(目的)

第1条 国見町介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関しては、法令又は国見町介護保険条例（平成12年国見町条例第7号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(審議事項)

第2条 条例第2条に規定する介護保険事業の運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 第1号被保険者の保険料に関すること
- (2) 介護保険特別会計に関すること
- (3) 高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画の進行管理に関すること
- (4) その他町長が必要と認める事項

(委嘱)

第3条 委員は町長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

3 会長は、会議の議長として議事を整理し、協議会の事務を総理する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉課において処理する。

(招集)

第7条 協議会は、町長の諮問に応じ、会長が招集する。

(定足数)

第8条 協議会は、委員定数の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(表決)

第9条 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## 資料

---

(答申)

第10条 会長は、協議会において審議事項を決定したときは、文書をもって町長に答申するものとする。

(意見聴取)

第11条 協議会は、審議のため必要とするときは、町長に協議の上、被保険者その他の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議録)

第12条 会長は、書記をして、次の事項を記載した会議録を調整せしめ、会長が指名した2名以上の出席委員とともに、これに署名しなければならない。

- (1) 諮問事項の表示
- (2) 開会の期日及び場所
- (3) 出席した委員の氏名及び種別
- (4) 出席した関係者等の氏名及び職業
- (5) 審議の経過
- (6) その他必要な事項

(経費)

第13条 協議会の経費は、毎年度介護保険特別会計の定めるところによる。

### 附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 国見町介護保険運営協議会設置要綱（平成12年2月15日要綱。以下次項において「要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際、現に要綱による委員及び会長の職にある者は、この規則により委員に委嘱又は会長に選任されたものとみなし、任期については要綱により委嘱された期間とする。

### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 2 国見町介護保険運営協議会委員名簿

(任期：令和4年8月24日から令和6年8月23日まで)

区 分	役 職 名	氏 名	備 考
(1) 被保険者を 代表する委員	第1号被保険者代表	八巻 竹治	
		武田 慶子	
		佐藤 長一	
(2) 保険事業者を 代表する委員	公立藤田総合病院院長	近藤 祐一郎	
	NPO法人まごころサービス国見センター	紺野 徹	
	社会福祉法人厚慈会 特別養護老人ホーム国見の里施設長	齋藤 茂樹	
(3) 公益を 代表する委員	知識経験者	寺島 長司	会 長
		三木 繁子	
		佐藤 勢津子	職務代理者

### 3 国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会等設置要綱

#### 目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会(第2条-第11条)
- 第3章 国見町地域包括支援センター運営委員会(第12条-第15条)
- 第4章 国見町地域密着型サービス運営委員会(第16条-第19条)
- 第5章 国見町障がい者自立支援協議会(第20条-第26条)
- 第6章 雑則(第27条・第28条)

#### 附則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この告示は、本町住民の健康と福祉の増進を図るため設置する保健と福祉の地域づくり推進協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2章 国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会

##### (設置)

第2条 保健・医療・福祉・介護予防等の総合的な推進を図り、保健福祉関連計画の進行管理を行うため、国見町保健と福祉の地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

##### (所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 保健福祉施策の推進に関すること。
- (2) 保健福祉サービスの提供に関すること。
- (3) 保健福祉関連計画の進行管理に関すること。
- (4) 食育推進計画の進行管理に関すること。
- (5) その他保健福祉の増進及び食育の推進に関すること。

2 協議会は、必要があると認める場合は、前項各号について町長に意見を述べることができる。

##### (組織)

第4条 協議会は15名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる団体・機関等に所属する者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健・医療・福祉関係団体及び機関
- (2) 民生児童委員協議会
- (3) 国民健康保険運営協議会及び介護保険運営協議会
- (4) 国または地方公共団体の機関



- (5) 法人
  - (6) 知識経験を有する者
  - (7) その他町長が必要と認める者
- (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から3年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は会長が招集する。ただし、会長が選任されていない場合は町長が招集し、会長が選出されるまでの間、会議を主宰する。

2 協議会は半数以上の出席が無ければ会議を開くことができない。

第8条 会長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見もしくは説明を聴き、または関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門委員会の設置及び所掌事務)

第9条 協議会に次の各号に規定する専門委員会を置き、それぞれ次の事務を所掌する。

(1) 健康づくり専門委員会

ア 健康増進計画の策定及び進行管理に関すること。

イ その他健康増進に関すること。

(2) 高齢者福祉専門委員会

ア 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定及び進行管理に関すること。

イ 高齢者の虐待の防止及びその支援に関すること。

ウ その他高齢者福祉に関すること。

(3) 障がい者福祉専門委員会

ア 障がい基本計画及び障がい者福祉計画の策定及び進行管理に関すること。

イ 障がい者の虐待の防止及びその支援に関すること。

ウ その他障がい者福祉に関すること。

(4) 子どもと家庭の総合支援専門委員会

ア 子どもとその家庭及び妊産婦の支援に関すること。

イ 子育て世代包括支援センターに関すること。

ウ 子ども家庭総合支援拠点に関すること。

エ DV被害者等の支援に関すること。

オ その他の支援に関すること。

(5) 食育推進専門委員会

ア 食育推進計画の策定及び進行管理に関すること。

## 資料

イ 地域の食文化の継承に関すること。

ウ その他食育に関すること。

2 前項各号に規定する専門委員会の構成員等は、第4条の規定を準用し、協議会の委員の一部をもってこれに充て、協議会の委員以外の者も委員に加えることができるものとする。

3 第1項各号に規定する専門委員会については、第5条から第8条までの規定を準用する。この場合において「委員」とあるのは「専門委員」と、「協議会」とあるのは「専門委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と、「副会長」とあるのは「副委員長」と読み替えるものとする。

4 専門委員会に、第4条第2項に規定した団体等の実務者をもって構成する実務者会議を置くことができる。

(1) 実務者会議は、困難事例等の情報の共有やDV・虐待等の具体的な事案の検討、支援者の連絡調整にあたり、その結果を専門委員会に報告する。

(2) 実務者会議は、必要の都度、随時開催する。

(3) 実務者会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

5 専門委員会において審議された結果は、協議会に報告する。

6 協議会は、必要があると認めるときは、第1項各号に規定する事項以外についての調査、研究を専門委員会に付託することができる。

7 専門委員会の会議は、他の専門委員会と合同で開催することができる。

(協議の委任等)

第10条 協議会は、第9条第1項各号に規定する専門委員会の事務について当該専門委員会に協議を委任することができる。この場合において、専門委員会としての協議結果を協議会としての協議結果であるとみなす。

(事務局)

第11条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

### 第3章 国見町地域包括支援センター運営委員会

(設置)

第12条 国見町地域包括支援センター設置要綱(平成27年国見町告示第13号)第6条の規定により、国見町地域包括支援センター運営委員会(以下「地域包括運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第13条 地域包括運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 国見町地域包括支援センター(以下「センター」という。)の設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること。

ア センターの担当する圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更

ウ センターの業務の委託先法人の総合事業及び予防給付に係る事業の実施

エ センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定

オ その他地域包括運営委員会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

(2) センターの運営に関する次に掲げること。

ア 年度ごとに、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする。

(ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書

(イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書

(ウ) その他地域包括運営委員会が必要と認める書類

イ センターにおける事業内容を定期的に又は必要な時に評価するものとする。

(3) センターの職員の確保に関すること。

(4) その他の地域包括ケアに関すること。

(組織)

第14条 地域包括運営委員会は、第9条第1項第2号に規定する高齢者福祉専門委員会(以下「高齢者専門委員会」という。)が兼ねるものとする。

(事務局)

第15条 地域包括運営委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

第4章 国見町地域密着型サービス運営委員会

(設置)

第16条 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス(以下「地域密着型サービス等」という。)の適正な運営を確保するため、国見町地域密着型サービス運営委員会(以下「サービス運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第17条 サービス運営委員会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 法第42条の2第5項に規定する地域密着型介護サービス費及び法第54条の2第5項に規定する地域密着型介護予防サービス費の額の設定に関すること。

(2) 法第78条の2第6項及び法第115条の11第4項に規定する地域密着型サービス等を行う事業者の指定に関すること。

(3) 法第78条の4第5項及び法第115条の13第5項に規定する前号の規定により指定された事業者(以下「指定事業者」という。)の人員、設備及び運営に関する基準に関すること。

(4) 法第115条の13第5項に規定する指定事業者による地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域密着型サービス等の質及び事業の適正な運営を確保するため、町長が必要と認めた事項に関すること。

(組織)

## 資料

第 18 条 サービス運営委員会は、第 9 条第 1 項第 2 号に規定する高齢者福祉専門委員会（以下「高齢者専門委員会」という。）が兼ねるものとする。

（事務局）

第 19 条 サービス運営委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

### 第 5 章 国見町障がい者自立支援協議会

（設置）

第 20 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、国見町障がい者自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。

（目的）

第 21 条 この協議会は、国見町に居住する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児（以下「障がい児者」という。）等に関する福祉、保健医療等の各種サービスや就労を総合的に調整、推進するとともに、教育及び経済団体との連携を強化し、もって障がい児者等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（組織）

第 22 条 自立支援協議会は、第 9 条第 1 項第 3 号に規定する障がい者福祉専門委員会（以下「障がい者専門委員会」という。）が兼ねるものとする。

（所掌事務）

第 23 条 自立支援協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 関係機関による連携強化のためのネットワーク構築に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 相談支援事業の中立及び公平性の確保に関すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、第 21 条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

2 自立支援協議会は、次条に規定する実務者会議の報告内容を基に地域の課題について情報を共有し協議する。

3 自立支援協議会は、年 1～2 回程度開催する。

（実務者会議）

第 24 条 自立支援協議会に実務者会議を置く。

2 実務者会議は、第 4 条第 2 項に規定した団体等の実務者をもって組織する。

3 実務者会議は、自立支援協議会の会長の指示に従い定期的に相談支援事業者からの活動報告や困難事例等の情報を共有するとともに地域の障がい福祉等に関して調査・研究し、その結果を自立支援協議会に報告する。

（実務者会議の開催）

第 25 条 実務者会議は、随時開催するものとする。ただし、2 ヶ月に 1 回程度の定期的な開催となるよう努めること。

2 実務者会議には、必要に応じて専門的知識を有する者を出席させることができる。

3 実務者会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

(事務局)

第 26 条 自立支援協議会の事務は、保健福祉課で処理する。

第 6 章 雑則

(個人情報の保護)

第 27 条 協議会に係る会議の参加者は、正当な理由なしに、会議に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第 28 条 この告示に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 31 年 3 月 1 日より施行する。

(廃止)

2 国見町地域福祉推進協議会設置要綱（平成 20 年 8 月 1 日訓令第 12 号）は廃止する。

3 国見町健康づくり推進協議会設置要綱（平成 2 年 12 月 1 日訓令第 6 号）は廃止する。

4 国見町食育推進検討委員会設置要綱（平成 28 年 8 月 5 日告示第 34 号）は廃止する。

5 国見町要援護者支援ネットワーク運営協議会設置要綱（平成 21 年 6 月 3 日訓令第 13 号）は廃止する。

(委員の任期の特例)

6 第 3 項の規定により廃止される要綱に基づき委嘱されていた委員については、第 9 条第 1 項に規定する健康づくり専門委員会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期を平成 32 年 3 月 31 日までとする。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日告示第 43 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 5 年 4 月 25 日告示第 60 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（令和 5 年 10 月 1 日告示第 62 号）

この告示は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

## 4 国見町高齢者福祉専門委員会委員名簿

(委員 15 名以内、委嘱期間:令和 5 年 6 月 22 日~令和 8 年 5 月 21 日)

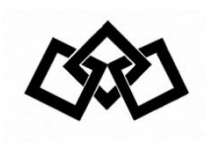
委員区分		役職名	氏名	備考	
1	1号委員	保健・医療福祉関係団体及び機関	社会福祉法人国見町社会福祉協議会 生活支援コーディネーター	菊田 裕樹	
2			国見町地域包括支援センター	四家 歩	
3			有限会社シルバー専科日和くにみ	小林 恵	
4			NPO法人まごころサービス国見センター	紺野 徹	
5			JA ふくしま未来伊達地区ふれ愛グループ 協議会国見支部さくら会会長	太田 エイ子	
6			陽だまり (藤田宮前)	八巻 竹治	
7			寄合処 (宮東)	佐藤 庄蔵	
8			陽だまり (鳥取・内谷)	佐藤 清二	
9			さわやか とくほく (徳江北)	佐藤 文子	
10	2号委員	民生児童委員協議会	国見町民生児童委員協議会会長	菊地 千津子	
11	4号委員	国民健康保険運営協議会及び介護保険運営協議会	国見町国民健康保険運営協議会会長	羽根田 孝司	
12			国見町介護保険運営協議会会長	寺島 長司	委員長
13	7号委員	知識経験者	人権擁護委員	佐藤 勢津子	副委員長
14			社会福祉法人厚慈会 国見の里 次長 管理栄養士	矢吹 美和子	
15			公立藤田総合病院リハビリテーション室 長・初期集中支援チーム 作業療法士	野地 マリコ	

## 5 計画の策定経過

年月日	実施項目	内容
令和5年 2月9日	令和4年度 第2回高齢者福祉専門委員会	○高齢者福祉計画・介護保険事業計画について 計画策定の趣旨、根拠、国の動向等 ○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査について
3月	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	○国見町の住民で、65歳以上の方（要介護1～5の認定を受けている方を除く）3,071人を対象に郵送配布・回収によるアンケートを実施。 回収件数1,800件（回収率58.6%）
3月	在宅介護実態調査	○国見町の住民で、要支援・要介護の認定を受け、在宅で生活している方462人を対象に郵送配布・回収によるアンケートを実施。 回収件数222件（回収率48.1%）
6月22日	令和5年度 第1回高齢者福祉専門委員会	○現行計画の進捗状況について ○アンケート調査の結果について
11月24日	令和5年度 第2回高齢者福祉専門委員会	○素案について
12月21日	令和5年度 第3回高齢者福祉専門委員会	○計画案について
令和6年 1月9日～ 2月9日	パブリックコメント	○計画案について
令和6年 2月16日	令和5年度 第4回高齢者福祉専門委員会	○計画案について
2月21日	令和5年度 第3回介護保険運営協議会	○計画案について ○介護保険条例の改正案について







**第 10 次国見町高齢者福祉計画・  
第 9 期国見町介護保険事業計画**  
(令和 6 年度～令和 8 年度)

発行日 令和 6 年 3 月  
発 行 国見町  
編 集 国見町福祉課 長寿介護係  
〒969-1792  
福島県伊達郡国見町大字藤田字一丁田二 1 番 7  
TEL 024-585-2125  
FAX 024-585-2181  
ホームページ  
[http://](http://www.town.kunimi.fukushima.jp//) <https://www.town.kunimi.fukushima.jp//>

---

---